



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ことば と もの : オッカム倫理学研究 (1)
Author(s)	清水, 哲郎
Citation	北海道大學文學部紀要, 32(1), 1-66
Issue Date	1983-11-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33478
Type	departmental bulletin paper
File Information	32(1)_PL1-66.pdf



ことば と もの

—— オッカム論理学研究(1) ——

清 水 哲 郎

第 I 部 SIGNIFICATIO

目 次 (本稿収録分)

- I 論理学の端初
- II vox significativa から terminus conceptus へ
- III signum
- IV conceptus
- V universale

本研究は〈ことば〉と〈もの〉の関わりをめぐる哲学的検討を目指すものである。そのために、オッカムのウィリアム (William of Ockham. 1280/85-1349) の議論——その主著『論理学大全』(*Summa Logicae*) が主たるテキストとなる⁽¹⁾——を読み、これと対話をするという方途が採られる。オッカムをかかえる対話の相手とするのは、そもそも中世論理学が〈ことば〉と〈もの〉の関わりをめぐる哲学的に意味ある展開をしていると思われるからであり、とりわけオッカムにはこれをめぐる一つの哲学的思索があるからである。本稿においては、まず「ことばがものを表示 (significare) する」、言い換えれば「ことばがものの記号 (signum) である」という〈表示(ないし意味)作用〉significatio の理論が取り上げられる。

I 論理学の端初

本章では、オッカムの論理学における表示作用の理論を検討する上で主たるテキストとなる『論理学大全』（以下SLと略記）第I巻の論述をまず概観した上で、その〈名辞〉に関する最も基礎的な区分——書かれた名辞、発声された名辞、概念把握された名辞——に関するオッカムの基本的な言明を検討する。

1. 『論理学大全』第1巻の構成

オッカムはその主著『論理学大全』を〈terminus〉（「名辞」ないし「項」と訳す）に関する考察から始める。「議論は諸命題から構成され、諸命題は諸項から構成される」とあるように〈名辞〉は差し当り、命題を構成する〈項〉としてその部分に他ならない（I. 1. 3-5）。そこで上記の引用を逆に辿って、まず〈名辞〉について論じ、その上で〈命題〉について、更に〈議論〉（推論等）について論じようというのが、SLの大きな構想である。

この構想に従ってSL第一巻は〈名辞の諸特性について〉de proprietatibus terminorum 論じる部分となっている。〈名辞の特性〉は中世論理学の最大の焦点であり、特に12～13世紀においてはこの諸特性として‘significatio’‘suppositio’‘copulatio’‘appellatio’等が挙げられる事もあったが、オッカムはこれを〈表示作用〉significatio と〈代表作用〉suppositio の二つにまとめて考えている。SL第I巻も、これに依じて、significatio について論じる部分（第1～62章）⁽²⁾ と suppositio について論じる部分（第63～77章）とに分けられる（cf. I. 63.2）。

この内 significatio は本稿の課題に他ならない。他方、suppositio は本研究においては、significatio に続いて考察の対象となるものである。差し当って簡単に説明を加えるならば、suppositio は〈名辞〉が単独ではなく、或る命題ないし文を構成する際に帯びる機能に他ならない。すなわち、例えば

「人間は種である」

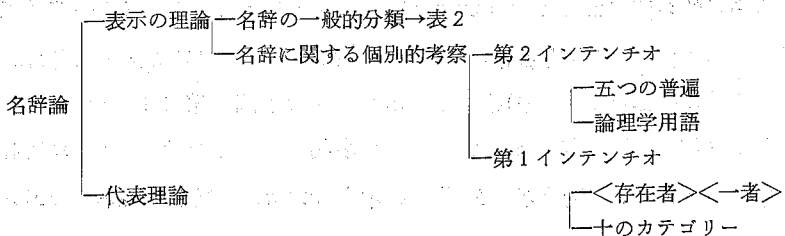
「人間が走る」

「人間は名詞である」

といった三つの文を比べてみるならば、いずれにおいても「人間」という一定の表示作用を持つ一つの名辭が使われているが、この名辭が文中で果している機能、言わば指しているものないしことはそれぞれの文に応じて異っている。(オッカムに言わせれば、第一の文においては「人間」は〈人間〉という概念を指しているのに対し、第二の文においては、ある特定の個人を、また第三の文においては、「ニンゲン」という音声を指している事になる。)このような機能を *suppositio* (代表作用) というのである。

さて、かかる機能について考察する *suppositio* 論に先立つ *significatio* 論の部分はさらに、名辭の一般的な分類を行う部分(第1～第13章)と、重要な用語(名辭)について個別に取り上げて論じる部分(第14～第62章)とに分けられる。後者は更に第二インテンチオ(これについては後に論じる)の名辭に関する部分——ここでは〈類〉・〈種〉等の五つの〈普遍〉(すなわち、ポルフェリオスの『エイサゴゲー』に対応、第14～第25章)と〈定義〉・〈主語〉・〈述語〉等の論理学用語(第26～第37章)が取り上げられる——及び第一インテンチオに属する名辭を取り上げた部分——ここでは〈存在者〉〈一者〉(第38～第39章)と十個のカテゴリー(これはアリストテレス『カテゴリー論』に対応、第40～第62章)が論じられる——とから成っている(表1参照)。

<表1>



これらに先立つ、名辞の一般的分類（第1－第13章）は、ほかならぬ *significatio* という名辞の持つ機能に注目することによる分類である。すなわち、ここにおいてはまず、名辞について〈書かれた名辞〉 *terminus scriptus*、〈発声された名辞〉 *terminus prolatus*、〈概念把握された名辞〉 *terminus conceptus* という三区分ないし三通りの把握の仕方が指摘され、表示作用という観点から見たそれらの相違が提示される（第1章）。すなわち、後に詳しく論じるが、〈文字〉〈音声〉〈概念〉という上に掲げた三重のあり方の内、前二者は〈*ad placitum*〉（通常の訳語に従い「規約（取り決め）によって」と訳すことにする）⁽³⁾ という仕方で〈記号〉 *signum* であるのに対し、後者は〈自然的に〉 *naturaliter* という仕方で記号であるという点に違いが置かれる。また前二者の内では〈音声〉としての名辞が主として論じられ、〈*vocalis*〉（音声的）と形容されるのに対し、後者は〈*mentalis*〉（心的）な名辞と呼ばれもする。

このような、名辞の三通りの把握の可能性ないし三通りのあり方の提示に続いて〈名辞〉という用語の用法の多義性が論じられた上で（第2章）、先の〈音声的名辞〉〈心的名辞〉という把握の仕方に基づく名辞の分類が行なわれる。すなわち、まず、〈音声的名辞〉と〈心的名辞〉とに共通する分類として(1)名詞、動詞、等々の品詞、(2)独義的名辞 (*categorematicus* 単独で表示作用をなす) と共義的名辞 (*syncategorematicus*、他の語と共に使われてはじめて表示作用が成立つ)、更に特に名詞 (*nomen*)に関する分類として(3)具象名詞 (*nomen concretum*) と抽象名詞 (*n. abstractum*)、(4)単に絶対的な名詞 (*n. absolutum mere*) と共表示的名詞 (*n. connotativum*)⁽⁴⁾ が取り上げられる（第3～第10章）。

続いては、〈音声的名辞〉ないし〈規約によって記号である名辞〉にのみ関わる分類として、(1)第一インポジチオの名詞と第二インポジチオの名詞（前者は更に第一インテンチオの名詞と第二インテンチオの名詞に分けられる⁽⁵⁾）、(2)同名異義語 (*aequivocum*)、同名同義語 (*univocum*)、派生語 (*denominativum*)、について論じられる（表2参照）。

<表2>

名辭の一般的分類

- | | | |
|----------|---|-------------|
| —文字 | } | 規約による記号…(a) |
| —音声——音声的 | | |
| —概念——心的 | | |
- | | | |
|----------|---|-------------|
| —概念——心的 | } | 自然的な記号……(b) |
| —音声——音声的 | | |
| —文字 | | |
- <名辭>という用語について
- a—b両者に共通する分類
 - 1) 名詞・動詞等
 - 2) categorematicus と syncategorematicus
 - 3) 具象名詞と抽象名詞
 - 4) 単に絶対的な名詞と共表示的名詞
- aにのみ関わる分類
 - 1)

—第一インポジチオ名	<	第一インテンチオ名 第二インテンチオ名
—第二インポジチオ名		
 - 2) 同名異義語, 同名同義語, 派生語

2. <文字>—<音声>—<概念>と<もの>の関わり

以上のようなわけで、我々はオッカムの表示作用に関する理論を理解するためには、<音声>・<文字>・<概念>という三重の名辭把握についてまず理解することが、その中でも特に前二者と後一者との差を明らかにすることが肝要であると認めることができる。そこで本節ではこの三重の名辭把握に関するオッカムの基本的言明を取り上げる。

「音声は魂における 概念ないし志向の下位に置かれた記号 (signa subordinata conceptibus seu intentionibus animae) であると私は言う。それは——<記号>という語彙を本来的に解してのことだが——恒常的に音声そのものが、魂が懐く概念 (conceptus animae) 自体を第一に本来的に表示するからではなく、音声は、精神において懐かれた概念によって表示されているものと同じものを表示するために、導入され、かくしてまず概念が或るものを自然的に表示し、つぎに音声はその同じものを表示するということになっているからである。(I.1. 26-31)」

上記引用は音声と概念との関係について述べたものであるが、これと

同様の比例的関係が、文字名辞と音声名辞の間にも成り立つとされる (I. 1. 42-45)。

さて、今「表示する」と訳した〈significare〉は語の成り立ちから言えば〈記号づける〉ということであり、上記引用においても、又他の所でも、オッカムはこれについて〈signum〉関係を言い表わす語として用いている。すなわち

「A は B を表示する (significat)」は

「A は B の記号 (signum) である」と

相互に言い換えられ得る。であるからこそ「〈記号〉という語彙を本来的に解して言えば」と断り書きをつけたすぐ後に「表示する」という関係についての主張が提示されることになるのである。

音声と概念をめぐる記号関係に関するオッカムの主張は、決して

S_0 : 或る音声 (V) は或る概念 (C) の記号である

ということではなく、まずもって、

S_1 : 或る概念 (C) は或るもの (R) の記号である

という記号関係 (S_1) があり、 S_1 を前提した上でそれに伴って、

S_2 : 或る音声 (V) は或るもの (R) の記号である

という記号関係 (S_2) が成立するということである。さらに、概念—音声と比例的な関係が音声—文字にも成立するのであるから、 S_2 を前提した上で、それに伴って

S_3 : 或る文字列 (L) は或るもの (R) の記号である

が成立することになる。

S_1 と S_2 、 S_3 との違いは、「第一に」と「二次的に」という順序にあるというだけではなく、 S_1 の記号関係が〈自然的に〉naturaliter と言われるのに対し、 S_2 、 S_3 は上記引用においては音声が「(表示することへと) 導入される (imponuntur)」ことによって成立するものと言われている。このことはより多くの所では「規約に従って (または好みに応じて) ad placitum」とか、「恣意的な設定によって (secundum institutionem

voluntariam)」表示作用を行うなどと言われる事に相当する (I. 1. 46-52 etc)。

だが、 $S_1 \sim S_3$ はオッカムがその伝統の下にあるはずであり、オッカム自身もそのことを言明している (I. 1. 34-37) とところのアリストテレス及びその翻訳者、注解者ボエーティウスに反しているのではないか。すなわち、文字-音声-概念そしてもものという枠組みは論理学史を遡ればアリストテレス『命題論』冒頭 (16a3-8) に到る。オッカムは既に SL に先立って、アリストテレスのこのテキストの注解として $S_1 \sim S_3$ を提出していたのであり⁽⁶⁾、目下の所でも $S_1 \sim S_2$ に言及して、アリストテレスが音声は「魂の内にある状態の徴」であると言ったこと、またボエーティウスが音声は概念を表示すると言って意図していたことは S_1, S_2 に他ならないと言いつける (I. 1. 34-37)。だがアリストテレス『命題論』16a3-8が明言するところは次の $S'_1 \sim S'_3$ であるのではないか。(但し、以下では、「音声の内にあるもの」「魂の内にあるところの状態」等は、それぞれ音声名辞、概念名辞に該当するものと看做して論を進めることにする⁽⁷⁾。)

S'_1 : 概念はものの類似 (similitudo, $\delta\mu\omega\lambda\mu\alpha$) である,

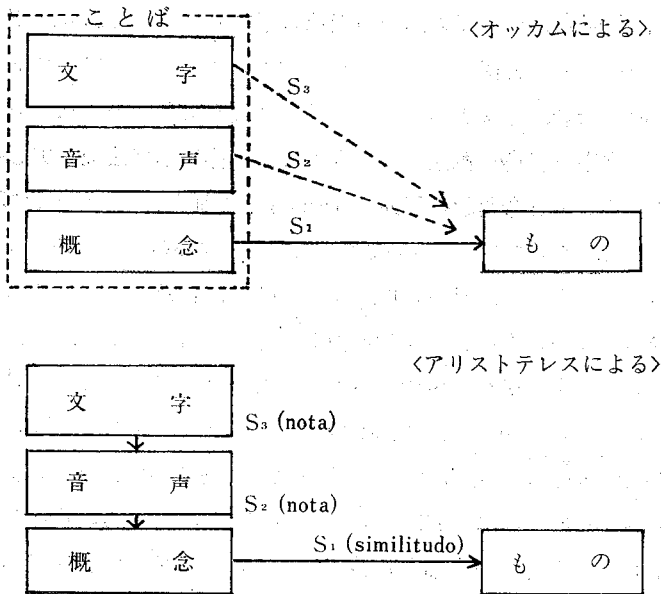
S'_2 : 音声は概念の徴 (nota, $\acute{o}\mu\beta\omicron\lambda\omicron\nu$) である,

S'_3 : 文字は音声の徴である,

アリストテレスはこれに加えて、 S'_2, S'_3 における音声、文字は全ての人にとって同じではない (これは言語によって異なるということと通常解される) が、 S'_1 における概念及びものは全ての人に共通だとしており、これが、オッカムの「規約によって」-「自然的に」という区別に応じていると言える。

このようにオッカムが自らの主張はアリストテレスのテキストに基づいていると言明しているにもかかわらず、少なくとも一見する所ではオッカムはアリストテレスの主張を改変していると見える記述をしている。もし〈徴〉(nota, $\acute{o}\mu\beta\omicron\lambda\omicron\nu$) と言われる S'_2, S'_3 関係を signum 関係と解し(そう解し易いし、またオッカムが言及しているボエーティウスは少

<図1>



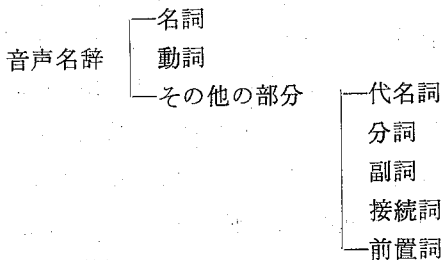
なくとも用語から言えばそう解しているといえる), また「類似」(similitudo, ὁμοίωμα) と言われる S'_1 関係を signum 関係とは解さないならば, アリストテレスとオッカムの断絶は明白である。しかるにオッカムは自らの主張をアリストテレスの考えだとしている。このような, 無理とも思えるオッカムの言明こそは, significatio をめぐってオッカムが考えていたことを明るみに出す一つの導きの糸となるであろう。だが今は $S_1 \sim S_3$ 関係を指摘するに止め, 本稿においてオッカムの表示理論の分析を或る程度行った後に, もう一度この問題点に戻ることにしよう。

3. <音声的>と<心的>または文法と論理

前項ではオッカムが概念名辞をこそ第一次的な記号とし, 音声名辞については, これに随伴して二次的に成立する記号と考えていたことを指摘した。しかしながら, 名辞を分類する作業においてオッカムは音声次

元における言語をまず問題にし、これとの比較において、或いはこれを基にして、概念言語について論じるという途を辿るように見える。すなわち、まず音声名辞—概念名辞に共通する分類が取り上げられ、次に音声名辞（ないし規約的に表示作用が成立している名辞）にのみ妥当する分類が取り上げられていたのであり、共通の分類について問題にする際にも、まず音声名辞の場合を考察し、これと比較して概念名辞を抽出するという作業をしている。すなわち、ここで我々は〈音声的名辞〉 *terminus vocalis* と〈心的名辞〉 *terminus mentalis* との差に注目させられることになるが、〈心的〉とか〈概念〉とかいっても、それは決して単独で論じられるものではなく、〈音声的〉なものから割り出されるものなのである。

例えばオッカムは名辞の品詞的な分類を、まず音声的次元において次のように提示する (I. 3. 5-8)。



上記の分類は音声次元における非複合的名辞の分類であるが、これは書かれたことばの次元における分類とは全く一致する。だが、次に概念名辞、すなわち心的次元における分類をこれとの比較において行う際には、上記の分類から〈分詞〉が取り去られるのである (I. 3. 9-12)。その理由は、心的次元においては〈動詞〉と〈動詞の分詞+ある (est)〉とは、その表示作用において等価であるという点に置かれる (I. 3. 13-17)。同様にして、複数の同義語に対応して複数の概念があるわけではなく、同義語は表示作用は同一でありただ音声的な形の違いが複数性をもたらしているわけだから、これに対応する概念名辞は単数だと考えら

れもする (I. 3. 17-22)。

またオッカムは名詞に関して心的名辭を音声的名辭と比較して提示する。すなわち、格と数は両者に共通のものであるが、性及びいかなる語尾変化をするかは音声的および書かれた名辭にのみ固有なのであって、心的次元には関わらない (I. 3. 32, 44)。動詞について言えば、法、態、時制、数、人称は両者に共通であるが、いかなる型の活用をするかといったことは心的名辭には該当しない (I. 3. 71-83, 95-97)。

要するに以上の論において取り上げられた術語は、元來文法用語であり、音声次元における形の変化 (accidentia) に定位するものであろう。オッカムはその音声的形のあり方の内、単に音声次元のことに過ぎない事と概念次元にも及ぶ事とを区別しようとしている。

そして我々はオッカムが提示しているこれらの区別を理解できる。否既に言語を使う者としてこの区別をしつつ言語を使っている、と思うのではないか。確かに、我々は「意味は同じだが、言いまわしが違う」などと言って、この区別を日常的にもしているのである。つまり、オッカムが〈音声的〉—〈心的〉ということばで呼ぶ次元の区別にあたって実際にしていることは、ことばの音声としての形から、〈意味〉ないし〈表示作用〉というかたちを抽き出して定立することにはかならない。それは、言い換えれば、差し当たり〈文法学〉の対象となっている言語から、音声的に表現された形を切り捨てることによって、〈論理学〉の対象となる言を取り出すことにはかならない、と言えよう。

従って〈音声的〉—〈心的〉という次元の区別は、文法と論理の区別に他ならず、また我々が〈心的〉という用語でオッカムが語っていることについて了解できることは、以上の限りでは、それが真に〈表示作用〉にのみ関わる次元なのだということ以上の何物でもない。そしてまさしくこのような考えの故に、オッカムにおいて、その論理学の端初が〈音声〉にではなく、〈概念〉つまり〈心的名辭〉にこそ置かれねばならなかったと考えられる。

この点ではオッカムは (次章において考察するように) 〈意味ある音

声〉を端初とするところの、アリストテレスに遡源する論理学の伝統に対して対決的な姿勢をとっている。そしてその姿勢は、アウグスチヌスのものを背景としているのである。すなわち、オッカムが論理学の対象となる言^{ことば}を取り出すこととして、〈心的な〉といわれることばに注目するときに、その言^{ことば}はアウグスチヌスを引用することによって、神的なことばと結びつけられていたのでもあった（I. 1. 21-25）。

ところで、以上のように理解するからといって我々は、オッカムがここで音声的名辞と心的名辞とを二つ並べて等分に見比べてものを言っている、と解してはならないだろう。我々は「ヒト」という音声をともなう語を一方に置き、他方に〈人〉という概念自体を置いて比べることなどできない。我々は「ヒト」という語を聞き、又は思い浮べる。その時、我々の前には「ヒト」という音声も、〈人〉という概念も共に一つとなって現前している。ここで「ヒト」という音声を伴わない〈人〉の概念を端的に把握することは不可能なのだ。だが我々はここから次のように進むことはできる。すなわち、我々は〈人〉という概念が何であるかを提示するためには、まず「ヒト」と言うか、聞くかしてみればよい。次にそこから単に音声上の区別、形を切り捨てて残ったものが概念である。その際には当然「ヒト」という音声自体も切り捨てられ、あるいは括弧に入れられる。「ヒト」は「ニンゲン」でも、あるいは「トヒ」でもよいからである。ではそのときに残るのは何か。〈表示作用〉そのものである。だが音声としての記号は既に切り捨てられている。しかし、〈表示作用〉 significatio がある以上、〈記号〉 signum もあるはずである。オッカム的には〈音声〉を切り捨てて残る〈概念〉こそが、このときの〈記号〉に他ならない。このようにして、〈概念〉における、〈記号〉の〈表示作用〉ということが、オッカム論理学における最も基礎的な問題として我々の前に立ち現われてくる。本稿第Ⅲ章以下はこの問題に向かうものに他ならない。

注

- (1) テキストは、現行オッカム全集 (*Guilelmi de Ockham Opera Philosophica et Theologica*) の哲学的著作の部 (*opera philosophica*, 以下 *OP* と略す, なお *opera theologica* のシリーズは *OT* と略す) 第 I 巻に収録されているものに従っている。以下, *Summa Logicae* の引用については、引用の後に上述 *OP* 第 I 巻の編集に従った, *SL* の巻数 (ローマ数字), 章 (アラビア数字), 行数 (同上) を記す。またオッカムのその他の著作からの引用は, 上記全集のいずれのシリーズかを *OP* ないし *OT* で示し, さらにその巻数 (ローマ数字), 頁数 (アラビア数字) 及びそれぞれの巻毎の編集方針に従った行数 (同上) を記すことにする。
- (2) 章の分け方は *OP* I に従っている。
- (3) これはアリストテレス『命題論』第 2 章 (16 a 20) の *κατὰ συνθήκην* のボエーティウス訳である *secundum placitum* ないし *ad placitum* に由来し, 「言語を使う人々の随意・好み・決定に従って」ということである。
- (4) 前者は「人間」などのように表示対象が一つであるが, *connotativum* といわれるものは, 「白いもの」*album* のように, 白いといわれる実体を表示する他に, 「白」*albedo* という質をも或る意味で共に表示するような名称のことである。
- (5) *impositio* というのは, 音声を何かの記号として採用するという時の用語であるこれについては後にいずれ論じる予定でいるが, 大まかにいえば, 「人」「動物」という名詞は第一 *impositio* であるのに対し, 「名詞」「代名詞」という名詞は第二 *impositio* だという区別である。これに対し *intentio* は音声ではなく, 概念名辞における区別であって, 本稿第 V 章 1 で論じられる。ここでは, 「第一 *intentio* の名詞」という言い方で, かかる概念名辞に対応する音声的な名詞のことが指されている。
- (6) *Expositio in Librum Perihermenias Aristotelis*, Lib I. § 2. (*OP* II. 347. 1-42) 参照。なお, これは *SL* に先立つ年代に属するものとされている。
- (7) 差し当って我々はアリストテレス研究をしているわけではないので, この点では伝統的に, またオッカムにおいて, 如何に受け取られているかを問題にしている。だが, 正しくは, 「音声の内にあるもの」*τὰ ἐν τῇ φωνῇ* といった表現についても考察をしなければならないだろう。

II Vox significativa から terminus conceptus へ

前章において明らかになったようにオッカムの論理学は名辞論からはじまり, かつその名辞は書かれた, 発声された, 概念把握されたという三重のあり方をしており, その中でも論理学にとって基礎的であるのは

概念名辭であつた。このことから我々はさらに進んで、その表示作用の理論を吟味しようとしているのであるが、本章ではその吟味に先立ち、前章で問題にした上述のオッカム論理学の端初が決して歴史的に定つた形式ではなかつた事を明らかにしてオッカム論理学の意義をより明確にしたい。そのために我々は12世紀～13世紀の論理学テキストの端初を調べ、次に名辭 (terminus) という語が伝統的に持つ意味を探る。

1. 12～13 世紀論理学の端初

オッカムのしていることは、論理学を音声の場から引き離して概念の場に移すことである。我々はこの点をまず13世紀の有力な二つの論理学書、及びそれ以前の論理学書群の端初と比べることによって確認したい。すなわち、ペトルス・ヒスパヌス (Petrus Hispanus) とシャーウッドのウィリアム (William of Sherwood) の論理学書がここではまず検討の対象となる。これらは共に、ボエーティウス (Boethius) の『定言的推論序論』 (*Introductiones ad syllogismos categoricos*) を範とした部分から始まる。そしてこのボエーティウスの著作は、他ならぬアリストテレスの『命題論』に基づくものであつた。

(i) ヒスパヌス『論理学綱要』の場合

ヒスパヌスの、後に『論理学綱要』 *Summule Logicales*⁽¹⁾ という名で呼ばれるようになった、12の書 (tractatus) からなる論理学書は、〈音〉sonus から始まる。——Dialectica (論理学ないし弁証学) は「二者の間の議論」ということであるが、「議論は〈ことば〉sermo によらないでは成立せず、ことばは〈音声〉vox によらないでは成立しない。だがすべての音声は音 (sonus) である」——このようにしてヒスパヌスは〈音〉にまで遡上し、ここから始めるのである⁽²⁾。

「〈音〉はおよそ聞くことによって知覚される」ものであるが、これは〈音声〉vox と〈非音声〉non vox に区分される。前者は動物の口から発声され、その上自然的器官 (唇、齒、舌等) によって形成されたもの

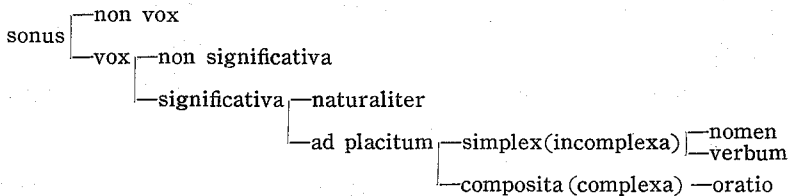
である（つまり、口から出たものであっても笛の音は音声ではない）。これに対し後者は木が衝突する音とか足音のように生命なき生物体の衝突から生じるもののことである。

次に音声は〈表示作用を帯びた音声〉(vox significativa: 意味ある音声——すなわち聞く者に何らかの表象をもたらす (auditui aliquid representat) もの) と〈表示作用をもたぬ音声〉(vox non significativa: 意味なき音声——つまり「ブバ」という音声のように、聞く者に対し何も表象しないもの) とに分けられる。

〈意味ある音声〉は〈自然的に〉naturaliter 表示作用をなすもの（病人の呻き声、犬の吠え声のようにすべての人に対し同一の事物を表象するもの）と〈規約によって〉ad placitum 表示作用をなすもの（つまり「人」という語のように、ことばを設定する者の意志に応じて何かを表象するもの）とに区分され、さらに後者は〈単純なもの〉simplex (〈名詞〉nomen と〈動詞〉verbum) と〈複合的なもの〉composita (〈文句〉oratio) に区分される⁽³⁾。

以上の区分により、音から種類関係を辿って下位に位置する名詞・動詞・文句が導出されることになる。以下ヒスパヌスの文脈は名詞・動詞・文句の順でそれぞれを、〈規約に従った意味ある音声〉の内ですらにどのようなものであるかと定義し、その上で文句の一種としての命題を導出し、これの分析に進むことになる。次に、以上に述べた〈音〉の分類を表にして示しておく。

<表 3>



(ii) シャーウッドのウィリアム『論理学入門』の場合

ヒスパヌスの同時代者シャーウッドのウィリアムの『論理学入門』*Introductiones in logicam*⁽⁴⁾ も、音にまで遡上するやり方が多少違うとはいえその端初を音に求め、これを分類することによって名詞・動詞・文句を導出するという筋途についてはヒスパヌスと同様でありその分類を表にしてみれば、全く一致する。

(iii) その他12～13世紀の論理学書

さらに、ド・レイク編の *Logica Modernorum* II - II⁽⁵⁾ に収録されている、1130～1220頃のものとする論理学関係テキスト15編の内、比較の対象にはならない4編 (VII, XII, XIII, XV) を除く11編を比べてみると、VI, XIV 以外の9編は全て、説明に多少の異同はあるにしても、同じ端初を持っている⁽⁶⁾。音からはじめ名詞・動詞・文句に到る分類の表を作るならば、I～III は上記の表の右端を

ad placitum	nomen
	verbum
	oratio

とわずかに変更ないし省略すればよく、残りの6編はヒスパヌスの分類表と全く一致する。

(iv) ボエティウス『定言的推論序論』

以上の事情は、これらの論理学書がボエティウスの『定言的推論序論』*Introductio ad syllogismos categoricos*⁽⁷⁾ に従って構成されたものであり、さらにボエティウスの同書は、アリストテレス『命題論』*Peri hermenias* に基づいて書かれたものであることによる。

ボエティウスの同書は〈音〉から始まるわけではない。それは定言的推論から命題へ、命題から名詞と動詞へと遡り、〈名詞〉から始める。しかしながら、その名詞に関する説明に注目するならば、そこに上記の分類表が包含されていることが認められる。すなわちボエティウスはアリストテレス『命題論』に倣って

「名詞は、規約に従って意味がある音声であり、しかも時を含まず、そのいかなる部分もそれだけ切り離されては意味がないようなものである (nomen est vox significativa secundum placitum sine tempore, cuius nulla pars est significativa separata)」

として始め、アリストテレスの議論にすでに含まれていた考察に基づいてこれに更に、

「或る限定的なものを指示し、動詞と結びついて言明を構成するもの (aliquid finitum designans, cum est verbo conjuncta faciens enuntiationem)」

を付加して最終的な定義とする。

定義の前半部についてポエーティウスの説明は、名詞を〈音声〉ということによって「人工的・無生命的な音 (sonus) から」区別し、〈意味ある〉designativa(significativa)ということによって、「何も表示しない音声から」、「規約に従って」によって「何かをその本性(natura)において表示する音声から」、〈時を含まず〉によって「動詞から」、〈そのいかなる部分も独立にはいみをもたない〉によって「文から」区別される、と説明する⁽⁸⁾。これはまさしく表3に示されるような分類に対応している。また、「本性(natura)において」または「自然的に」naturaliterに関しては、「犬の吠え声は怒りを表示する」「呻き声は苦痛を表示する」という例をあげ、意味なき音声については「単なる音節 (syllabae)」と説明する。これらはまさしくヒスパヌスらの説明と一致するのであり、音を区分して名詞を導出するという12～13世紀論理学導入部の方式の由来がポエーティウスの『序論』にあることは確かである。

以上の検討を通して、〈音〉から始まるといっても、それは〈名詞〉と〈動詞〉あるいはむしろ〈意味ある音声〉を導出するためであり、表示作用ということが導入されるということが問題だったのだ、と認めることができよう。だがそのとき、記号として考えられているのは〈音声〉だったのであり、その意味でこれらの論理学の端初は〈意味ある音声〉に置かれていたのである。

そして、このことはアリストテレスに遡源する。前章で述べたようにオッカムが、自らの端初をそこから引き出したのは『命題論』第一章における、文学－音声－魂の状態＝ものという記号関係(?)についての言明であった。しかし今、〈意味ある音声〉が遡るのは、『命題論』第二章以下における、名詞等々の提示にである。そこではことばは音声次元で、或いは少くとも音声に根差すものとして、その側から見られていたのである。

(補) 9～12世紀の論理学はエイサゴーゲーに始まること

ことばは結局音声が何かの記号となっているという場で成立するものだと把握する12～13世紀論理学の立場は、ボエーティウス－アリストテレスに遡源するとはいえ、中世論理学の上で、さらに古くから踏襲されてきた方式だというわけではない。

例えば、もし9世紀のアルクイヌス (Alcuinus) まで遡ってみるならば、その論理学 (*Dialectica*)⁽⁹⁾ は、ボエーティウスの『序論』ないしアリストテレス『命題論』に対応する章から始まるのではなく、ポルフィリオスの『エイサゴーゲー』(すなわち『アリストテレス・カテゴリー論への序論』)に対応する章 (isagoge) から始まり、以下「カテゴリー論」*categoriae*、「推論の形式および定義」*sylogismorum formae et diffinitiones*、「トピカ」*topica* と続いて、最後に「命題論」*periermeniae* が置かれる、という構成になっている。さらにこの *periermeniae* においては確かに、名詞・動詞・文句についての定義のうち、はじめの二者については例のアリストテレスに由来する定義にほぼ従って述べられるけれども、その際に、名詞は「意味ある音声」の一種だと言っても、そこで〈音〉の一つとしての〈音声〉が説明されるわけではなく、「規約に従って」についても、「自然的に」と比較されるわけでもない。要するに、〈音声〉*vox* ということにそれほどの重みは置かれていないのである。

それはともかく、論理学(弁証学)が「エイサゴーゲー」からはじま

り、以下、「カテゴリー論」「推論」と続くという構成は、アルクィヌス以下、少くともアベラール (Petrus Abaelardus) あたりまでの教科書の大勢であったと思われる⁽¹⁰⁾。先のド・レイク編 *LM* II – II のテキストの内、音から始まらない二編の内の一つ (V) はまさしく、このアルクィヌス–アベラルの弁証学の伝統に沿ったものであって、『エイサゴーゲー』に対応する章からはじまっていた。ここに我々は、『エイサゴーゲー』を端初とする型から、ポエーティウス『序論』を端初とする型への移行の意味を探る課題に出会うのであるが、これについては機会を改めて検討しよう。

〈オッカム論理学の端初の意義〉

このような歴史的背景の中でオッカムにおける論理学の端初をみるときに、そこに、記号であるのは単に音声だけではなく、文字は勿論のこと、更にまた概念すらも記号であり、しかも論理学にとっては概念のほうがより基本的な記号であるということが、音声としてのことばとは違う場を開くという明確な意図の下に主張されていると認めることができよう。またこれに伴って、「規約に従って」に対する「自然的」という用語が、「犬の吠え声、人の呻き声が自然的に表示作用を行う」という文脈におけるものから、オッカムにおいては、音声記号の規約性に比しての、概念記号のあり方としての、全ての人に共通（つまり取り決めによって変化したり、国語によって異ったりしない）という性格に関して使われるものとなっていることが注目されよう。つまり、記号は必ずしも規約によるものではなく、自然的なものもあるということに際して、〈記号〉理解がどう問題になっているか、が我々の前に課題として提示されるのである。

2. 名 辞 (terminus)

次に、オッカムが〈意味ある音声〉という用語の代りに、ことばを構成する要素を表わす語として〈名辞〉terminus を採用した点について、

その背景を検討する。オッカム自らも言うように、〈名辞〉は基本的には〈命題〉がそれへと分解されるもの、つまり命題の部分としての〈項〉terminus であった (I. 1. 3-9)。これはアリストテレス『分析論前書』(オッカムが引用しているのは *Anal. Priora* I. c. 1. 24b16-18) に遡源する用語である。

もう少し詳しく言えば、オッカムはこれについて次の三種の用法をあげている (I. 2. 3-25)。

(1) 「定言的命題の繫辞 (copula) か端項 (extremum), すなわち主語・述語になり得るもの、及び端項ないし動詞を限定するもの」——これに従えば、ある命題 p も、別の命題「 p は真である」の主語となり得るから、名辞であり得ることになる。

(2) 「〈名辞〉は文と区別されるものとして解される」従っておよそ非複合的なもの」*incomplexum* がこれにあたる。

(3) これはより狭義の用法であり、「それが記号としての本来の機能を発揮している際に命題の主語ないし述語となり得るようなもの」のみが名辞とされる。すなわち、これによれば「動詞、接続詞、副詞……は名辞ではない」ことになる。なお「記号としての本来の機能を発揮している際に」と訳した〈*significative sumptum*〉は次のような事をあらわす。例えば「〈もし〉は接続詞である」という命題においては、〈もし〉はたしかに主語となっているのだが、だからといって名辞であることにはならない。この場合には〈もし〉はその語としての本来の機能を働かせているわけではなく、〈もし〉が記号としての本来の機能を働かせている際には主語・述語になり得ないからである。

以上、オッカムにおける名辞の用法についての理解を念頭に置いて、次にオッカム以前の論理学における名辞の位置を検討する。

(i) ヒスパヌス『論理学綱要』の場合

ヒスパヌスは確かに、命題を構成する部分として語に言及する際には〈名辞〉という用語を使う。そしてこの点は、ヒスパヌスに限らず、以下

に検討する諸テキストにおいて一般的に言えることである。

さらにヒスパヌスには、〈音声〉vox と〈名辞〉terminus の違いに関する特徴的な発言がある。

名辞はまず、文句 (oratio) に当るものが〈複合を伴う (cum complexione) もの〉であるのに対し〈複合なしの (sine complexione) もの〉として、すなわち〈非複合的名辞〉terminus incomplexus⁽¹¹⁾ として提示される。

次にそれについて、〈表示作用〉significatio が述べられるが、それについては「ここで考えられている名辞の表示作用とは、音声による、規約に従った、ものの表象 (提示) である」(significatio termini, prout hic sumitur, est rei per vocem secundum placitum representatio)⁽¹²⁾ と言われる。この定義によってヒスパヌスはかかる表示作用を行わない語については〈名辞〉と認めない。すなわち、「ものの提示」といっている以上〈もの〉(實在論者であるヒスパヌスにとっては、これには〈普遍的なもの〉res universalis と〈個別的なもの〉res particularis とがあった)を表示しないような言語表現は何をも表示せず、従って例えば「全ての」とか「或る」といった記号はここでいう terminus には入らないのである⁽¹³⁾。これは先にあげたオッカムの分類の第三にあたる。

さらに上の定義においてすでに含まれていた名辞—表示作用—音声の関わりは、次のように、〈表示作用〉と〈代表作用〉suppositio との関わりにおいて明らかにされる。

「表示作用は、ものを表示するために音声を導入すること (impositio) に依って存在するが、代表作用は、既にものを表示している名辞自身を、何か或るもの (を代表するもの) として受け取ること (acceptio) である。……………表示すること (significare) は音声に関することであるが、代表すること (supponere) は、いわば既に音声と表示作用から合成されているところの名辞に関することである」⁽¹⁴⁾。

名辞は確かに表示作用を行う。だが、それは或る音声か或るものの記

号として採用されたということ (impositio) に依っている。その音声プラス表示作用を一つの全体として把握するときに、それは名辞と呼ばれる。だから〈表示作用〉は記号となった音声と、その表示対象であるものとの間の関係というべきであって、厳密に言えば、名辞とものとの関係ではない。〈名辞〉と言うならば、もうそこでは〈表示作用〉が込みで考えられてしまっているからだ（代表作用に関する引用部分については、今は省略し後に再論する）。すなわちヒスパヌスにおいて、「ヒト」は規約に従ってある表示作用をなす音声であり、名詞であるのだが、これを「ヒト」という音声として把握することと、「人」という名辞として把握することとは区別されている。

(ii) シャーウッドのウィリアム『論理学入門』の場合

シャーウッドにおいては、〈名辞〉はその論理学の冒頭部に登場する。すなわち、推論 (sillogismus) を構成する要素として命題 (propositio) が、また命題の要素として名辞 (terminus) がまず提示され、名辞を認識することが推論の習得にとって必要だとされる。次に、〈命題〉propositio は、ここでは「前提」と訳すような意味で考えられており、すなわち結論に対する関係における用語であるので、それ自体として見ればむしろ〈言明〉enuntiatio と把握されると言い直され、改めて言明について論じ始める。ここからその部分として名詞・動詞が登場し、例の音 sonus に遡ることになる⁽¹⁵⁾。

すなわち、推論—命題と要素を辿る系列は名辞に至り、言明という把握から遡れば名詞と動詞、さらに意味ある音声に至るという違いにシャーウッドは気付いている（或いはこだわっている）。「気付いている」というのは、ポエーティウスは『序論』において、気付いていない（又は、こだわっていない）のであり、既に言及した所で、推論→命題→名詞と動詞という遡上をしており、しかも、次に名詞と動詞から文句へと論じる経過では〈言明〉と言うのである。「気付いている」「こだわっている」というのは何のことかという、〈名詞—動詞→言明〉はアリストテ

レス『命題論』のことばであり、〈名辞→命題→推論〉は『分析論前書』の系列である、という違いについてである。つまり、ジャーウッドの言いは、〈名辞〉の由来を大事にしているものだと言えよう。

とはいえ、彼は命題と言明とを実質的に同一だと認めているし、また〈音声〉と〈名辞〉とをヒスパヌスのように使い分けているわけではない。この二つは実質的に同一であり、表示作用と代表作用等は全く同じく、名辞の性質として扱われる。(この点におけるヒスパヌスとジャーウッドの相違が、両者の代表理論におけるその分類に差をもたらししているのだが、この点も後にまわそう。)

(iii) その他12-13世紀の論理学書

既と言及した12-13世紀の論理学テキスト (LM II-II) の内、〈音〉から始まる9編について検討しよう。これらは内容から言って、I~VとVIII-XIの二群に分けられる。前者は代表理論を含まず、導入部でも〈名辞〉という用語は使われない。ただI~IIIが既述のように名詞と動詞を包括して、文句と区別する用語を提示していないのに対し、IV、Vは、この二つをまとめて〈言語表現〉dictioと呼んでおり、これが〈名辞〉に代る用語となっている。

後者(VIII-XI)は代表理論を含むものである。これについてはやや煩瑣になるが多少詳細にみておこう。

a. *Introductiones Parisienses* (VIII)

このテキストは導入部で音に遡る際に〈名辞〉という用語を使っている。

「弁証学(dialectica)は名辞と命題と議論(argumentatio)から成る。従って、全ての名辞は音声であり、全ての音声は音であるので…」(LM II-II 357. 21)

同書はこの引用の論述のとうり、名辞、命題、推論という三つの部分を順次論じ、最後にもう一度、名辞のこととしての代表理論について考究するという構成になっている。最初の部分(名辞について)は、上記

引用部分に続いて、音から始まり、言語表現 (dictio) としての名詞・動詞と、文句 (oratio) とを導入するものである。ここでは〈名辞〉と〈名詞と動詞〉の差が認められているようだ。というのは、〈名詞〉の定義からすると「非—人間」non homo とか、主格以外の格(斜格)、(例えば「人間の」hominis) は論理学者にとっては名詞ではない、といっている (LM II-II. 358.14-19)。しかし、〈名辞〉は「狭義には命題の主語となるか述語となるかする部分であり、広義には文句 (oratio) の全ての部分のことである (LM II-II. 359.3-4)」。従って広義には「非—人間」も「人間の」も名辞である。

最後に置かれた代表理論において、はじめ、代表作用は〈言語表現〉dictio の性格とされる。しかしここで、〈言語表現〉と〈名辞〉とは同義に使われているようである。ただし、〈名辞〉はここでは上記の狭義の定義に従って使われる。代表理論の実際の論述に際しては、〈名辞〉という語が主に使われ、〈名辞〉の様々な分類にも言及がされる (LM II-II. 372.25-373.6)。

b. Logica 'Ut dicit' (IX)

同テキストにおいても、〈音〉導入の過程で〈名辞〉は重要な位置を占める。論理学における、これ以上分解できない第一の要素は名辞だとされた上で (ここでも推論—命題—名辞の系列が語られる)、名辞は音声、音声は音であるので、名辞の理解のためには音から始めるべきだ、とされるのである (LM II-II. 379.24-380.7)。

ここから、先に揚げた表に準じた音の分類をすることによって、結局「名辞つまり言語表現または非複合的ことば——これらは同じことである」terminus et dictio vel sermo incomplexa, que idem sunt) と「文句」oratio に到る。

名辞は「時を伴う」か「時なし」かによって、動詞と名詞 (通常のいみにおける) に分けられ、名詞は〈限定されたもの〉finitus と〈無限定の〉infinitus に、また改めて名詞は〈直格の〉rectum と〈斜格の〉obliquum に分けられる。そして、〈限定された〉〈直格の〉名詞が、狭

義の〈名詞〉とされる。以下、実際に展開される〈名詞〉の定義は、この狭義の、論理学上の名詞に関するそれであるので、〈名辞〉はより広い範囲に適用され得る用語として使われているとも言えよう。

なお同テキストでは、代表作用は〈実名詞的名辞〉terminus substantivus の性質 (proprietas) として扱われる (LM II-II. 408.27)。

c. *Logica 'Cum sit nostra' (X)*

テキストXにおいては、その冒頭で「弁証学 (ars dialectica) の材料 (materia) は意味ある音声 (vox significativa) である (LM II-II. 417.4)」と語る故にであると思われるが、テキスト VIII, IX のような途なしに直接〈音〉から始められる。従って〈音〉-〈名詞・動詞〉の過程では〈名辞〉は使われない。同テキストでは、この「序論」から始まって、「普遍論」De universalibus, 「推理論」De sillogismis, 「場所論 (トピカ)」De locis を経た後に、改めて〈名辞〉についてまとめて論じられることになる。

「アリストテレスが言うように、全ての推論は命題から、命題は名辞から成る。従って推論の理解にはまず名辞を前もって理解することが必要である。ところで〈名辞〉は二面から理解され得る。すなわち、一つには質料 (materia) によって——この点から言えば言語表現は文字 (littera) と音節 (syllaba) から成るのであり、文法学者はこのように名辞を理解する。また一つには形相すなわち固有の表示作用によって (secundum formam et propriam significationem) 名辞は理解される。そして論理学者はそのように名辞を理解する。(LM II-II. 445.23-28)」

これに続く名辞の分類の所では、まず名辞は〈共義語〉syncategorematicus と〈独義語〉categorematicus とに二分され、後者はさらに名詞と動詞に分けられていく。つまり、ヒスパヌス等とは異り名辞は共義語——単独では表示作用をなさないもの——をも含んでおり、これはオッカムの第二の用法にあたる。

このテキストにおいては導入部には〈名辞〉を混入させず、ことばは〈意味ある音声〉として導入されているのに対し、最終章で〈名辞〉が導

入される場合には、その〈文字と音節〉面と〈固有の表示作用〉面とが指摘され、それぞれ文法学の対象、論理学の対象とされている点が興味深い（ボエーティウス以来今まであげたテキストにおいても二者の相違は意識されてきてはいるが、本書の論述は一番明確である）。ここからふりかえてみれば〈意味ある音声〉という把握はことばを一つの全体としてつかむものであるとは言え、論理学の対象としてのことばを明確にするには、文法学的観点が混入しつづけるという問題があるだろう。だが、論理学の対象となる名辞の形相面は、まさしく〈表示作用〉をその本質とするものであり、〈音声〉という要素は捨象されるべきものであったのである。

d. *Dialectica Monacensis* (XI)

本テキストは、やはり推論—ことば (*sermo*)—音という途を辿って、〈音〉から始めることになる。そして X と同じく〈音〉—〈名詞、動詞〉の過程では〈名辞〉は登場せず、〈言語表現〉 *dictio* が使われる。これに応じて同書の最終章（いわゆる名辞論に相当する）は〈*dictio*〉の分類から始まる。

まず〈言語表現〉は、〈独義語〉と〈共義語〉に分けられ、前者は「(何かを) 代表する」*supponit* という作用を行う〈実名詞〉 (*nomen substantivum*) と、「(何かを) 結びつける」*copulat* という作用を行う〈形容詞的名詞〉 *nomen adjectivum* に分けられる。ここで改めて〈独義語〉が〈名辞〉と言い直され、〈名辞〉について〈*supponit*〉と〈*copulat*〉という二つの働きをするものがあるとして、「〈名辞〉とは何か」が問われる (*LM* II-II, 605.1-25)。

「だが名辞は本来的に何かを限定するもの（限界づけるもの）のことだと言われる」

例えば「点は線を限界づけ」「時点は日を限界づける」(*LM* II-II, 605.25-27)。ここから、論理学においては主語・述語が命題を限界づけるので〈*terminus*〉（限界づけるもの——名辞）と呼ばれ、さらには〈限界づける〉という習性を持つ様々の言語表現 (*dictio*) も名辞と呼ばれる。た

だし共義語は限界づける働きをしないので名辭には入らない、と本テキストでは考えられている。このように本テキストでは、単に命題の部分という仕方では名辭が導入されているわけではなく、広義の命題の部分には〈dictio〉(言語表現)という語があてられ、〈名辭〉から共義語は除外されるのである(オッカムの第三の用法に相当する)。

(iv) まとめ

以上の検討により、〈名辭〉は①命題の構成要素であるという考え方は、完全にではないとしてもほぼ共通した理解である、ことが確認される。さらに

② 〈名辭〉という語を使うときには、音声というよりも、むしろ本来は〈表示作用〉という機能を帯びたものという面が前面に出る。

③ ①-②からさらに、これは本来文法学の用語ではなく、論理学の用語であると見られる。

④ ①から、語が命題を構成するものとして機能している場合のこととしての代表作用は、音声のというよりも、名辭の機能として提示される。

⑤ ②に関することだが、共義語(synkategorematicus)を名辭に含めるかどうかについては、意見は一致していない。

といった点が〈名辭〉の用法の歴史的な背景となっているといえよう。

以上のように見てくるならば、オッカムが〈音声〉ではなく〈名辭〉から始めたということの意味はより明らかとなる。すなわちそれは、オッカムが〈表示作用〉〈代表作用〉という語の機能を問題にしていること、言い替えれば、〈音声〉面を捨象した、抽象的場としての論理学の場を、文法学とは区別されるところとして切り拓こうとしていることを示している。

論理学全体の構成という面から12-13世紀の論理学をオッカムのそれと比べて言うならば、前者においては、その伝統的な論述の最後に付加されるといった形をとっていた名辭論が、音声から始まり命題を導出す

る方向に向かうという、「序論」の冒頭部に持ち込まれ、そこを〈意味ある音声〉*vox significativa* の論から〈名辞〉の論へ、しかも真に表示作用をその本性とするものとして考えられた〈概念名辞〉を中心とする論へと書き改められたものとしてオッカム論理学を解することができる。このようにしてオッカムにおける論理学の場の切り拓きは遂行されたのである。

注

- (1) テキストは De Rijk 編 *Peter of Spain; TRACTATUS*, called afterwards *SUMME LOGICALES*. First critical edition from the manuscripts with an introduction. 1972 を使った。
- (2) *op. cit.*, p. 1. l.7-l.12
- (3) *ibid.*, p.1. l. 14-p. 2. l. 10.
- (4) テキストは Mertin Grabmann 編 *Introductiones Magistri Guilelmi de Shyreswode in logicam*. 1937 (*Sitzungsberichte der Bayerischen Akademie der Wissenschaften*. Philosophisch-historische Abteilung. 1937. Heft 10) による。
- (5) L. M. De Rijk, *Logica Modernorum*, A contribution to the history of early terminist logic. Vol II. part II. 以下引用に際しては、*LM* II-II と略記し、頁数(場合によっては行数も)を記す。
- (6) *LM* II-II. 11, 77, 113, 149, 179, 357, 380, 417, 462,
- (7) Migne 編 *Patrologia latina* (*PL* と略記) LXIV. 所収のテキストによる。
- (8) 以上, *PL*. LXIV. 761-765.
- (9) *PL*. CI. 949-976.
- (10) アベラールについては, L. M. de Rijk, *Petrus Abaelardus, Dialectica*. First complete edition of the Parisian manuscript. 参照。その他, L. M. de Rijk, *Garlandus Compotista, Dialectica*. First edition of the manuscripts. 等。
- (11) *Peter of Spain. op. cit.*, p. 79. l. 3-6.
- (12) *ibid.*, p. 71. l. 11.
- (13) *ibid.* p. 79. l. 11-16.
- (14) *ibid.* p. 80. l. 9-15.
- (15) Willhelm von Shyreswode. *op. cit.*, S. 30.

Ⅲ Signum

既に我々は第Ⅰ章において、オッカムが、書かれた名辞・音声名辞・概念名辞の区別をし、かつ、〈表示作用〉という観点から言って概念名辞をこそその論理学の端初に置いたことを見出した。第Ⅱ章においては、このようなオッカムの論理学が12～13世紀の論理学の流れに対して如何なる位置を占めるかを明らかにした。本章はこれらの考察を念頭に、このように、〈記号〉の〈表示作用〉ということの分析に向かう。ここでもやはり、〈音声〉が記号であることと〈概念〉が記号であることとの差が問われることになる。

1. 〈記号〉の二通りのあり方

「記号は二様に解せられる事を知るべきである。一つには記号は、それが把握されると、何かそれとは別のものを認識にもたらすような全てのものの事と解される。ただし、それは精神をそのものの最初の認識に導くわけではなく、……、習性的な認識があった上で、現実の認識に導くのである。(I. 1.53-57)」

オッカムがここで語っている記号関係は、上記引用につづく説明によれば、例えば我々が赤提灯を見て「ああ酒場だ」と認める場合などの事を含む。赤提灯は酒場の記号であり、すなわち、酒場を表示する⁽¹⁾ (I. 1.58-59)。だが、はじめから赤提灯が酒場と結びついているわけではない。この記号関係が社会において成立しており、また我々がこれを習得して、予め知っているという状態があって、すなわち「習性的認識があった上で」、現に赤提灯を把握して「酒場だ」と現実に認識することになる。音声が記号であるのは、まさにこのような記号関係においてである。今、ここで提示されている記号を〈記号Ⅰ〉と略記することにしよう。オッカムは、〈記号〉 signum ということで真に問題にしているのは記号Ⅰではない、としてもう一つの記号理解を提示する。

「もう一つには、記号は①何か或るものを認識にもたらすもの、ま

た②これを代表するようになっているものか、或いは③そのようなものに命題において付加されるようになっているもの——共義語や動詞や定まった表示作用を持たない文の諸部分がこのようなものである——か、④これらのものから構成されるようになっているもの——文がこれにあたる——のことでと解される。(I. 1.59-64)」

先の〈記号I〉の理解とこの引用との異りは、一つには②～④が付加されている点にある。すなわち、単に〈記号〉——〈もの〉という対応がそれだけでは言えないような記号関係への配慮であって、②は、同じ記号であっても、他の記号が付加することによって（つまり名辭が単独ではなく文中で他の語と関わることによって）、その指す働きが多様となる、という代表理論を、③では単独では何の記号であるか、ということが定まらないような名辭、特に共義語を、④では複数の記号から構成されたものを、それぞれ顧慮している。だがここでオッカムがこのような記号の定義によって提示しているのは単に以上のような配慮を付加したものだ、と解してはならないと私は考える。むしろ先の〈記号I〉の定義と上記引用における①の部分とを比べて、そこに在る差を我々は確認しなければならない。今、この①の部分が述べている記号のあり方を〈記号II〉と呼ぶことにすると、オッカムは②以下の付加においてではなく〈記号II〉において、概念こそ〈自然的な記号〉であるということを提示しようとしているのである。つまり我々は、赤提灯—酒場、「ヒト」（音声）—人間という記号関係と、〈人〉（概念）—人間という記号関係とは記号理解が異っているということ、を見出し、またどこで〈記号I〉と〈記号II〉とは異なるのかを見出さねばならない。だが、ここに違いは果してあるか。

オッカムの記述をもう一度比較してみよう。すなわち、まず比較すべきは次の部分である。

〈記号I〉: (記号が) 把握されると、それとは別の何かを認識にもたらしようなもの (… quod apprehensum aliquid aliud facit in cognitionem venire)

〈記号II〉：何か或るものを認識にもたらすようなもの (aliquid facit in cognitionem venire)

もし上記の部分に違いが認められないならば、これらにそれぞれ付加されていた部分——即ち記号 I の場合には、記号関係の習得が要求されており、他方記号 II については、②～④の付加がそれぞれ「……ようになっている」(natum est) となっていた——を比べて、前者は習得によるものであるのに対し、後者は自然的ないし生来のものである、というように違いを指摘する他ないであろう。だが、この付加部分の違いは本質的な違いではなく、むしろこの違いをもたらす根源的違いは上に記した部分にあると言うべきだと私は考えたい。ではどこに相違が認められるというのか。

〈記号 I〉においては記号の把握と、把握された記号とは別の何かとが区別され得るが、〈記号II〉ではこの区別が言われていないという点が異っているのだ⁽²⁾。

確かに我々は音声記号に関しては、記号とそれが表示するものとを区別して語ることができる。「ヒト」はこれのこと「アカ」とはこれのこと、と言うように。我々はこのとき、「ヒト」という音声は人間というものの記号だという。つまり、「ヒト」という記号は、記号関係を除外してそれだけで把握すれば、「ヒト」という音の連なりである。我々はそれを二音節からなる、或る音の形として把握できる。だが同時にこの音声の記号関係に関する知識が我々の内に習性的にあるために、我々は「ヒト」という音声に接して、音声ではない別の或るもの(人間)のことを思考することにもなるのである。

このように、〈それ自体としては何であるか〉ということと〈記号としては何の記号であるか〉ということが区別できる事が、他ならず、記号と記号づけられるものとの結合が決して自然的なものではなく、取り決めと習得とを必要とすることを示している。つまり「記号が把握され」とそれとは別の何かを認識にもたらす」という記述が指摘する、記号とその表示対象との区別こそが、〈記号 I〉の〈規約による〉という由来の

基礎である。

赤提灯と酒場の例においてはまさしく、かかる記号関係が成立している。つまり、赤提灯はそれ自体では〈赤提灯〉として把握されるが、記号としては、赤提灯とは異なるもの、〈酒場〉として把握されるものを表示しているのである。

だが〈記号II〉においてはこのような事情は成立しない。

「概念〈人〉は人間の記号である」

と試みに言ってみよう。我々はこのことをひとまず理解できるだろう。既に我々は〈人〉という概念を了解する途を提示してある（第I章第3節）。すなわち、「人」と言われて我々は何かを理解する。そこから「ヒト」という音声を捨象したものが〈人〉という概念に他ならない。我々は目前にいる人を指して「人！」と言い、また別の場所にいる誰かのことを想って「人！」と言い、さらにはおよそ一般的に「人」と言うことができる。そうしてみれば我々は「概念〈人〉は人の記号である」ということを一応了解できるのであろう。——わざわざこのような言い方をするのは、この文は何か奇妙な文だからである。「人の記号である」における〈人〉もまた、採用された文字、発せられた音声、また概念なのであって、「概念〈人〉は人の記号である」は同語反復なのだから。但しこの文において、はじめの〈人〉は概念としての記号として見られたものであるのに対し、後の〈人〉においてはまさしく記号が記号として本来的に機能している。

このような事情は「音声『ヒト』は人の記号である」では成り立たない。

というのは、「ヒト」は確かに採用された記号ではあるが、今の文において「音声『ヒト』は…」というときに、「ヒト」はただ記号としてしか把握されないのではなく、むしろ二音節の音声として把握されているからである。だが「概念〈人〉は……」において、〈人〉はあくまでも記号として把握される他ないのである。

ここに〈記号I〉－〈記号II〉の間の根本的相違が存する。すなわち音

声「ヒト」は記号というその機能を離れてもなお音声「ヒト」であり得るのに対し、概念〈人〉については、その人の記号という身分、機能を括弧に入れて、それ単独で、それとしてはどのようなものであるかを語ることはできない。すなわち、「概念〈人〉はそれとしては何だ」と問われて「概念だ」「心の内にあるものだ」などと答えることはできるだろう。それは丁度「ヒト」はそれ自体では音声だと言うのに対応している。だが、「それはヒトという音声だ」と言うように、概念〈人〉について何かを言えるだろうか。「〈人〉という概念だ」と言ってしまえば、もうそれは記号としてみられた〈人〉について語っていることになる。実は単に「概念だ」と答えた時に既に記号としての〈人〉について語ってしまっていたのである。何故なら、我々の辿った途からいえば、概念とは表示作用を帯びた記号であり、ことばから音声的なものを捨象したものに他ならなかったのだから。

このようなわけで、記号という身分を離れて概念〈人〉について語ることはできない。そしてこの事情が他ならぬ、〈人〉という概念はその成り立ちからして記号なのだということ、言い換えれば表示するという機能を「自然的に帯びている」ということを示している。これに基づいて、先の引用における②～④の言い方「～となっている」*natum est* も出てくるのである。

かかる〈記号I〉－〈記号II〉の差の故に次のような事態も起る。我々は

- ・音声は聞き分けたが、何のことか理解できない
 ということはある。しかし
- ・概念は理解したが、何のことか理解できない
 ということ是有り得ない。

音声の場合は、例えば「ケイジ」という音ないし片仮名が把握できたとしても、それが何の記号なのか分らない（全くわからないことも、どれのこと－刑事、啓示、撃辞等々－分らないこともある）というように、音としての形と記号としての機能が区別できるからである。これに

対して、もし何か或る概念を把握したならば、それは記号としてのその機能を理解したことに他ならない。これこそオッカムが言う「何かが把握されると、それとは別の何かを認識にもたらす」という〈記号I〉の提示と、単に「何かを認識にもたらす」という〈記号II〉の提示の間にある差なのである。

2. オッカムのアリストテレス De int. 16a2-8 理解

ここで我々は以前に提出した（第I章第2節）オッカムのアリストテレス『命題論』16a2-8 理解の問題に再び向かおう。その問題は、アリストテレスの問題テキストからは〈文字〉-〈音声〉-〈もの〉の関係について、

S₁ 概念はものと類似したもの (similitudo) である

S₂ 音声は概念の徴 (nota) である

S₃ 文字は音声の徴 (nota) である

という関係が導出されると思われるのに対し、オッカムはこれを

S₁ 概念はものの記号 (signum) である

S₂ 音声は S₁ に伴ってものの記号である

S₃ 文字は S₂ に伴ってものの記号である

と解釈している点にあった。

今や我々は記号 I-II の相違を理解している。これを携えてこの問題に立ち入るのである。

(i) 〈S₁—S₁〉オッカムの S₁ 関係は〈記号II〉における関係であり、アリストテレスの S₁ に対応する。S₁ においては〈記号〉に類する語ではなく、〈類似〉similitudo という用語が使われる。だがここにおける〈類似〉とは如何なる事であるのか。ものと魂の内にある状態（概念）とを等分に見比べて、両者は類似していると記述するような観点から〈類似〉といているのだろうか。人間の認識活動を認識する当の主体の側からではなく、横から観察して記述する際の用語として〈類似〉が使われ得るということ、更に、アリストテレスの当該テキストがその

ような観察的立場の方向に展開し得るということは確かであろう⁽³⁾。だが当該テキストそのものが、そのような立場からの記述として解されるべきであろうか。少くともオッカムはそのような方向でここを読んではいない。ではそのような方向ではない読み方があり得るのか。あり得るとすれば、それは、今何かを思惟している当事者の立場（横からそれを観察する人の立場ではなく）で、〈類似〉 *similitudo* といえるような、この語の用法においてである。

a. 例えば今、私は手に持つ万年筆をみて〈万年筆!〉と考える。そのとき私は〈もの〉と〈ものについての万年筆という概念〉とを区別しているのだろうか。確かにこの区別は或る意味で可能なのであって、この万年筆を取り去っても、私はなお当の万年筆について〈私の万年筆!〉と考え続けることができる。しかしまた或る意味では区別は不可能なのであり、「これが万年筆だ」と言っても、「万年筆」の代りに「これ」という語を使うことによってものが直接提示されているわけではなく、やはり〈これ〉ないし〈このもの〉という概念の表示機能によって、その表示対象としてのものを指しているのである。つまり、私はものとその概念とを別々に把握しているわけではなく、〈このもの〉という概念と〈万年筆〉という概念を区別し、また〈このもの〉という概念を媒介してその概念の表示作用の向かう対象（それは或る意味で概念そのものと区別される）を把握しているに過ぎない⁽⁴⁾。

b. 目前にない万年筆について考える場合においても、原則として私の持つ概念は、眼前にある万年筆を見て理解するという場面を基礎にしていると考えられる。つまり、このような場合の話も結局は a の場面に還元されざるを得ないだろう。

このように、思惟する当事者の側から見てもものと概念との区別があること、それにも拘らず両者を区別して把握することはできないということが、*similitudo*（これは「類似したもの」というよりも「共にあって、同じであるもの」などと訳す方が適当な語だと思われる）ということばとなって表現されていると解釈できるのではないか。まさしくそれは

similitudo としかいえないのであって、ものと概念とは同一物ではないとはいえ、この二つを別々に切り離すことはできず、我々は概念なしのものに接近し得ないのである。逆に概念は何かあるものの概念としてのみ存在し得るのであり、この点からも、我々はものとその概念を見比べることはできないのである。もし私がものと概念とを比較しようとするならば、そのときに実際に行うことは、〈もの〉という概念（及びこれを記号としてこれによって私が向かっている対象）と〈何か或るもの（例えば万年筆）〉という概念（及びこれによって私が向かっている対象）とを比べることに過ぎない。それほど両者は一つである。これこそ similitudo でなくて何であろうか。

だが以上の記述は、他ならぬ〈記号II〉の提示の続きに他ならないのである。概念が記号という機能を離れて単独で何かであることはないということ、「これがあれの記号だ」とは言えないということは、まさしく記号とその表示対象とが区別できないことによる。区別できれば、記号は記号という立場を離れて何であるかを語られ得ることになるだろうからだ。

このようにして、アリストテレスの S'_1 を、ことばを使い、思惟する当事者の側からの記述だと看做して解釈を進めるならば、この類似関係は、オッカムの S_1 における〈記号II〉関係と一致する。

(ii) $\langle S'_2 - S_2, S'_3 - S_3 \rangle$ では音声・文字に関わる S'_2, S'_3 はどうだろうか。もしここにおける〈徴〉nota を直に〈記号〉signum と言い換え得ると解すならば、アリストテレスとオッカムとは一致しないであろう。しかし、次のように考えられないか。

「音声は概念の徴 (nota) だ」というとき、その概念は記号としての機能なしにはあり得ないもの、いわば〈表示作用〉を帯びたもの以上の何物でもないものであった。であれば、音声は言わば根っからの記号としての概念に符帳として伴っているものとして、概念の徴である。すなわち、それは、概念の表示作用の徴に他ならない。こう考えるならば、概

念の表示作用に随伴して音声の表示作用がある、ということこそが、その音声は、概念の徴であるということであり、それが徴であるのは、概念の表示作用に伴って、その音声は、概念が表示している当のものの記号となっているという仕方においてなのである。言い替えれば、もし概念が単にそれとして何かであるなら、その徴すなわち記号として音声があるということにもなるが、実はそうではないのであり、概念は表示機能を本性とする以上、音声はその表示機能の徴でなければならず、それは概念の表示作用に随伴して同じ表示作用を帯びるという仕方、概念の徴となっているのである。つまりこのように解釈することによって、 S'_2 と S_2 とは一致することになる。同様に文字-音声関係に関する S'_3 - S_3 も一致することになる。

このような議論を通して私はオッカムの $S_1 \sim S_3$ というアリストテレス解釈が成立し得るということを主張し、かつおそらくはこのテキストにおけるアリストテレス自身の『靈魂論』と思われる方向への言及に引きずられて成立する、ここを〈表示作用〉 *significatio* ということがまさに本当の問題となる場面から遠ざけるような解釈に比して、オッカムの解釈こそは〈記号〉に関わる真の問題を見定めていたのではないかと問いたいのである。

注

- (1) オッカムが実際にあげている例は、〈輪〉 *circulus* が〈店の内のワイン〉 *vinum in taberna* の記号である、というものだが、これは我々の慣習においては、〈赤提灯〉と〈酒場〉というようなものにあたるであろう。
- (2) 但し別の所では、概念について「他のものを表示するようになっている」 *natum significare aliud* (I. 12.8) というような言い方がされている。しかしこの場合は、記号とその表示するものが別のものだということであり、それは当然のことだ。これに対して、今の問題は記号を把握する我々の側からみて、記号の把握とその表示対象の把握とが区別できるか、という問題なのである。
- (3) 16a8で「これらについては靈魂について述べられる記事において語られている」といって、アリストテレスはそれ以上この問題にここでは立ち入らないわけだが、ここで言及されている書が『靈魂論』 *De anima* であれば、それは観察的立場の方向になるのではなからうか。

- (4) ここでは感覚の問題は度外視したい。なお、この点は、直覚知の問題ともかわっていると思われる。詳しくは拙論『ものの認識から語の知へ——オッカムにおける *notitia intuitiva*——』（思想とキリスト教研究会『途上』11. 1981年所収）参照。

Ⅳ 概念

前章までの考察において我々は、オッカム論理学が主たる対象とする〈言〉は概念名辞をその構成単位とするものであること、また、概念は自然的な記号であることを認めた。本章においては、かかる概念とは一体何であるかを問う。

1. 概念に関する諸理論

(i) *Summa Logicae* 1. 12.

SL において〈概念〉*conceptus* は〈魂の志向〉*intentio animae*、〈ものの類似〉*similitudo rei*、〈魂の状態〉*passio animae*、〈理解されたもの〉*intellectus* などと呼ばれ、或いはこれらと同一視され、要するに〈魂の内に（魂において）存在する、ものの記号〉*illud existens in anima quod est signum rei* であるが（cf. I. 12.14-19）、それは一体何か。これに関する *SL* の言及（I. 12.29-33）によれば、三通りの答え方があり得る。

L-1 「魂によって想像された虚像（*fictum per animam*）に他ならない、——以下ではこれを〈*fictum* 理論〉と呼ぶことにする。

L-2 「魂の内に基体として把握され得る仕方（*subiective*）で存在する質（*qualitas*）であって、理解する働きとは区別される」——以下、これを〈*qualitas I* 理論〉と呼ぶ。

L-3 「理解する働き（*actus intelligendi*）である」——これは、以下の考察を通して明らかになるように、概念が魂の内にある質である点では L-2 と一致し、ただ L-2 はこの質と理解の働きとを区別するのに対し、L-3 はこの質を理解の働きそのものだとする見解である。従

って以下、これを〈qualitas II 理論〉ないし〈intellectio 理論〉と呼ぶ。

SL においてオッカムは L-3 つまり qualitas II 理論に強い共感を示し、例の剃刃——「より少ないものによって生起し得るものごとがより多いものによって生じるのは無駄だ」(つまり、より少ない要素から説明できるものに、さらに他の要素を付加して説明することは無駄だ)——を使う。すなわち「理解の働きとは区別されるものを立てることによって保証される全ての事は、この区別されるものなしに保証され得る。他のものを代表し、表示することは他の記号に適するように、また理解の働きにも適するのだから。従って理解の働き以外に別の何かを立てる必要はない。(I. 12.35-39)」

だが L-1~L-3 の見解について決定的な判定を下すことはせずに、差し当っては「志向は魂の内なる或る何かであって、何かを自然的に表示し、これを代表し得る記号であり、または心的命題の部分であり得るものである (I. 12.41-43)」と、既に引用した〈記号II〉に関わる定義(第III章第1節)とほぼ同内容の〈志向〉つまり〈概念〉の定義を与えている。つまり、論理学の体系を築くという限りでは、概念については〈記号II〉の説明で十分なのであろう。しかし我々としては、更に、オッカムがここでその一端を垣間見せた、概念とは何かについてのより詳細な思索に注目したい。

(ii) *Ordinatio* I. d. 2. q. 8.

SLにおいて挙げられているこれら三つの見解は、*Ordinatio* (*Sententia* 注解) I. dist. 2. q. 8 における「普遍 (universale) は何か」との問いに対して、有り得る (*probabilis*) 答として提示される次の三見解に対応する。

U-1 「普遍は主(基)体としてあるという存在 (*esse subiectivum*) を持つ何らかの現実的なものではなく……ただ魂において思惟の対象であるという存在 (*esse obiectivum*) を持つに過ぎないものであり、

いわば虚像 (fictum) である…… (OT II. 271.14-272.1)」——これはすなわち fictum 理論

U-2 「概念および普遍は精神の内に基体としてあるという仕方で存在する或る質 (qualitas exsistens subiective in mente) であって、それは本性からして……外なるものの記号である。(OT II. 289.13-15)」——これはすなわち qualitas 理論であるが、これには更に二種類の考え方があり得る。すなわち

U-2-1 「かかる質は理解作用 (intellectio) それ自身である (OT II. 291.7)」——すなわち, intellectio (actus intelligendi) 理論

U-2-2 「質は理解作用とは別の何かであり、理解作用より後なるものである (OT II. 291.10)」——すなわち qualitas I 理論

Ordinatio I. dist. 2. q. 8 においてオッカムはこの三見解の間に何らかの優劣をつけてはいない。ただ、この部分に関する或る写本は、U-1のみをオッカムの見解として掲げ、U-2の部分を欠いている。また現行オッカム全集本文にオッカムのものとして採用されている U-2の部分は U-1に関する部分に比べ割かれている頁数も少なく、後からの付加と考えられる記述となっている。この点は、Boehner も指摘する通り⁽¹⁾、オッカムの見解の或る発展を示しており、はじめ (*Ordinatio* をはじめに書いた時点) は、fictum 理論に立っていたのであるが、やがて qualitas 理論の可能性も考えるようになり、*Ordinatio* にその点を書き加えた、と看做することができる。

(iii) *Expositio in Librum Perhermenias*. Lib. I. §3-§10

目下の三見解に関するもう一つのテキストは、『命題論注解』である。オッカムはここで、アリストテレスのテキストにおける〈魂の状態〉passio animae が何であるかを問うている (OP II. 348-371)。オッカムが初めに吟味する見解は次の四つである。

■P-1 「(魂の状態とは) 理解の働きからはものとして区別される、魂の何らかの質である (OP II. 349.3-5)」(qualitas I 理論)⁽²⁾

P-2 「本性的にものを表わすところの、ものの形象 (species) である (OP II. 350.3-6)」

P-3 「理解の働きに他ならない (OP II. 351.4)」 (qualitas II 理論)

P-4 「魂によって認識された何か……であり、〈映像〉idola, 〈虚像〉ficta と呼ばれ得る。(OP II. 359. 10)」 (fictum 理論)

この段階では、以上の見解の内 P-2 は拒否され、P-1 (qualitas I) については否定されはしないが、困難があるとされる。P-4 については、心の質としての理解の働き (actus intelligendi) ないし理解作用 (intellectio) の他に、かかる〈虚像〉を措定することは余計だという仕方、この見解の困難が指摘される。P-3 (intellectio 理論) についてオッカムは最も多く頁数を使っており、また P-2 はもちろん P-1 及び P-4 がその見解の困難を指摘して終ってるのに対し、P-3 については批判に対する応対を十分して、肯定的な態度をもって終っている。このような点から言っても、また P-3 については明白に「私の見る所では状態 (passio) が魂の内にその真の質として基体的に、つまりものとしてあるとするあらゆる見解の内でも最もあり得る (probabilior) (OP II. 351. 5)」としている点から言っても、〈intellectio 理論〉がこの時点におけるオッカム自身の本心であると思われる。

とはいえ、P-1、P-4 が否定されたわけではないのであり、以上の4つの見解の検討に続いて、アリストテレスの当該テキストにおける〈魂の状態〉の解釈を大きく三つにわけて提出する部分 (OP II. 362-371) においては、その三理論、すなわち〈魂の状態〉を、それぞれ

P-a 「概念把握された、または理解された外的なもの (res extra concepta sive intellecta. OP II. 362.9)」

P-b 「精神の内に基体となり得る仕方です実在する、精神の質 (qualitates mentis existens subiective in mente. OP II. 363.5)」

P-c 「ただ思惟の対象としての存在を持つに過ぎない、魂における虚像 (ficta in anima habentia tantum esse obiectivum. OP II. 370.7)」

とする理論の内、P-a (すなわちこれは普遍に関する实在論に相当する) は当然否定されるにしても、P-b (qualitas 理論) と P-c (fictum 理論) はともに「あり得る」probabiles とされており、とくに P-c については先に P-4 の検討に際して提出された困難に対してどう処理し得るかを論じてすらいる。

P-b は先の見解 P-1 と P-3 を、即ち qualitas I 理論と qualitas II 理論とを含むものであって、(OP II. 369.159-165) 特に intellectio 理論、つまり qualitas II 理論のみを支持する議論ではないが、やはり紙面の割き方からいっても、P-c に比して P-b の方を選んでいっているというべきではなかろうか。

但し上述の「紙面の割き方」はあまり有効な論拠とはならない。というのは、P-c は先の *Ordinatio* I. d. 2. q. 8. における U-1 に、P-b は U-2 に相当するのであって、その所で U-1 については多く論じたので、ここでは P-c については簡略に述べるにとどめ、これに比して U-2 が不十分であるのを P-b に関して多く論じることで補っていると考えられるからである。実際、*Ordinatio* のテキストには、この『命題論注解』における P-b の吟味に言及して U-2 の議論を簡略にした理由としていられると思われる記述がある (OT II. 291.10-15)。従って正しくは、「P-c より P-b の方が紙面のさき方が多い」ということの意味は、次のように理解されねばならぬ、オッカムははじめは P-c (fictum 理論) のみを支持し、これを主張する議論を主としてなしていたが、やがて P-b (qualitas 理論) の成立可能性をも認めるようになり、これを支持するようになった。だが fictum 理論を決定的に放棄するほどの論拠を見出すには到らなかったのか、又は、一たん強力に支持した自説を履すことを嫌ったのかの理由で、後になっても fictum 理論が成立し得ると言い続けたのである。従って目下のテキストにおいては、〈qualitas 理論〉に傾くようになったオッカムの考えが新たに述べられているという意味で、前から主張していた fictum 理論よりも、紙面のさき方が多いのである。

いずれにしても SL に先立つ *Ordinatio* I 及びアリストテレス 論理

学書注解におけるオッカムの考えの以上に述べたような発展は確認できることであり、既に P-3 (intellectio 理論) に対し表わされた支持の延長上で SL を見るならば、既に言及したような〈オッカムの剃刃〉を使つての L-3 に対する傾きは当然のことと考えられよう。そして私はオッカムが決定的に明言していないにもかかわらず、オッカム論理学にとって intellectio 理論こそが最も整合的な〈概念〉把握だったはずだと考えている。その点を明らかにするために、次に、以上の主たる三理論の吟味を行いたい。

2. fictum から intellectio へ

(i) 〈fictum 理論〉

〈虚像〉と〈心の質〉qualitas mentis との違いは、後者が〈基体として把握され得る存在〉esse subiectivum を持つのに対し、前者は〈思惟の対象であるという限りでの存在〉esse obiectivum を持つに過ぎない点に置かれる。〈esse obiectivum〉はまた〈esse cognitum〉(認識された存在)と説明される(OP II. 360, 22, 370.7)のに対し、〈esse subiectivum〉は、例えば〈外的事物〉res extra のあるあり方でもある。つまり、〈esse subiectivum〉は〈主語〉または〈基体〉である(あるいは、であり得る)ものが〈ある〉と言われるときのその〈ある〉のあり方のことだと解せばよからう(そう解して既出の引用においてあのような訳を与えた)。今、私の手に持った万年筆について、私は「ここに万年筆がある」と言う。このときの〈ある〉は、万年筆の存在のことを指している。その存在は主語として、基体として立てられるようなあり方における存在である。それは別の面からいえば、オッカムが〈絶対的なもの〉res absoluta と呼ぶ事物について言われることに他ならないと考え得る。すなわち、オッカムによれば実体と質の二つのみが〈res absoluta〉であり、この二つのカテゴリーに属するものは、他の全てのものが破壊され、消滅してしまってもはや存在しないという状態においても、論理的に言って(すなわち、神がその絶対的能力をもってそれを

実行するならば) 単独で存在し得るものである。例えば、父は子に対して父である(つまり〈父〉は関係のカテゴリーに属する)以上、単独で父として存在できるわけではない。子を消せば、父は父でなくなる。〈小さい〉に対して〈大きい〉がある以上、何かがただ一つ存在する状態では、これは大きくも小さくもあり得ない。言いかえれば、父の父たることない父子関係や、〈より大なること〉という関係は、大きいといわれるものと小さいといわれるものという二つのもの、また父といわれるものと子といわれるものという二つのものがあるが、この二つのもののみから成立しているであって、関係自体が第三のものとしてあるわけではない。すなわち、関係は実体や質からものとして区別されるものではないことになる。これに対し、ある人間は他の全てを消し去っても、単独で人間として存在し得る。質に属する〈白〉(〈白〉が質の例なのであって決して〈白いもの〉が質なのではない)⁽³⁾は、その〈白〉が何らかの実体において存在することによって、その実体が〈白いもの〉と言われるようなものである。ところで今「白い」といわれるこの実体を消しても、この白いものは消えるとしても〈白〉自体は別の所で存在可能なのである。——かかる *res absoluta* といわれる、さまざまな実体、さまざまな質こそが、我々がそれについてさまざまな事を述べることができるような主体-基体であって、かかる述定の主語となり得るものである。このようなものについて〈ある〉と述べるときに、その〈ある〉はものについて何を述べているのか、或いは、ものの何を指しているのか。そのときに述べられていること、指されていることこそ〈*esse subiectivum*〉なのだろう。これは例えば「関係がある」というときの〈ある〉と比べてみれば、相違が明らかとなろう。「人がある」「白色がある」における〈ある〉と「AはBに対して父だという関係がある」の〈ある〉とは異なるのであって、その違いは後者は決して、〈*esse subiectivum*〉ではないということにある。または〈ある〉のさまざまな用法の間のそのような違いが「これは *esse subiectivum* であり、

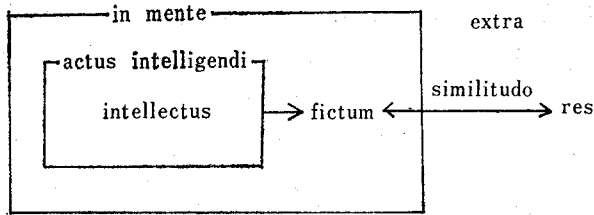
あれは違う」というような言い方で述べられている、のである。

〈esse obiectivum〉もかかる様々な〈ある〉の用法ないしあり方の一つに付された名称である。これは〈esse cognitum〉（認識されてあるという限りにおける存在）また〈esse intentionale〉（志向的対象としての存在）というあり方のことである（*OP* II. 360.22）。これは例えば、現実の建造物に対比して、その建造物が造られる以前に建築者の思惟において計画され、想像されている限りでの建造物に比せられる。それは想像されたものに過ぎず、ものとして実在していない。しかしながらそれは造り出された現実の建造物と或る対応（類似）関係を持つことになる。そのように、〈虚像〉は何か或るものを把握する私の内に、何らかの意味で、ある。それは把握している何かに類似したものであるとは言われるとしても、そのものと同一ではなく、あくまでも私の内にあって私が想像したものであって、私の思惟の働きなしにある可能性はない。それは私の思惟・認識の対象として、またそうである限りにおいて〈ある〉といわれる。かかる〈あり〉方が〈esse obiectivum〉に他ならない。

今、私がある本を見て「ああ、本だ」と認め、また次に別の方向に視線を向け換え、しかもその同じ本について考えるときに、連続してあること、それは私のその本を思惟する働きであるけれども、そのときにその思惟の対象として、私の内に現実の本の何らかの類似物が、いわば表象がある、と主張するならば、それは〈虚像理論〉である。——ここで、目撃している場合と、想像している場合とでは表象に差違があるという話には立ち入らない。いまはそういった認識の問題に深入りする話をしているのではなく、概念の素性について問うているのだから。

つまり、このような筋途を辿る際には、我々は図2のような枠組を考えている。とくに目撃ではなく想像の場合に、〈もの〉とも〈知性の働き〉とも区別された〈虚像〉を指定する理由がよく分るのであって、今、遠く離れている人のことを想うときに、我々は何か自らの内において、その想う対象が想われるものとして投射されると、つまり、そのひとを

<図2>



「思い浮かべる」とはそういう事だと考える傾向がある。これこそ〈fictum〉理論を成り立たせている基盤に他ならない。

(ii) 〈qualitas I 理論〉

これに対して、概念は〈質〉だとする見解の内、それは〈理解の働き〉とは別のものだと考える立場—qualitas I 理論—は、上記の図式はそのままに、ただ〈fictum〉のところを〈qualitas〉とし、かつそれは差し当り actus intelligendi (理解の働き) の対象となっている限りでのみ存在可能であるとはいえ、もっと確固たる存在性をそこに認める立場である、と言えよう。

すなわち、先の図を次の図3のように変えてみれば、Xは〈思惟の対象である限りの存在〉を帯びるに過ぎない〈虚像〉なのか、〈基体としてある存在〉を帯びていて、それ自体が何らかの〈もの〉res であるような〈質〉なのかという差が〈fictum 理論〉と〈qualitas I 理論〉の間にあるに過ぎない。

<図3>

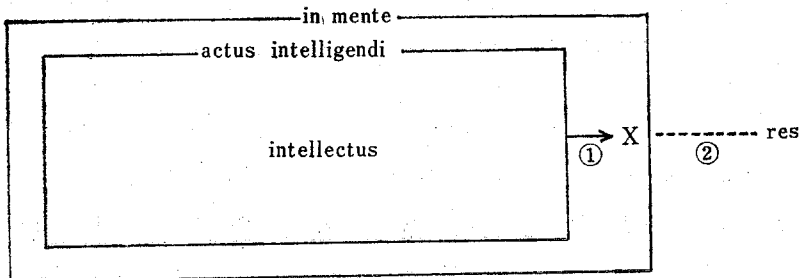


図3の関係①に関しては両理論とも X は理解の働きの対象であり、理解の働きを限定する (terminare) ものだとしている (OP II. 349.5, 360.23)。②, すなわち X-res 関係については、〈fictum 理論〉も〈qualitas I 理論〉も〈類似〉similitudo のそれとしている (OT II. 272.15, OP II. 349.7)。しかしながら、〈虚像〉説に比して〈質〉説においては〈記号〉signum という考えが新たに加わっている。これについて *Ordinatio* I. d. 2. q. 8 においては次のような点が確認できる。

1) fictum 理論のところでは記号関係については、せいぜい「思惟の対象という限りでの存在における類似 similitudo の故に、(虚像は) 外なるものを代表 (supponere) し得る (OT II. 272.15)」としか言われない。

2) これに対し qualitas 理論 (I. II を含む) の提示に際しては、質について「音声(ことば)を設定する者の意に沿って(つまり規約によって)、ものの記号であるように、これ(概念ないし普遍)はその本性からして、外なるものの記号である (OT II. 289.14)」と規定し、ある音声(ことば)が記号であることと比較しつつ〈記号〉という考えを前面に出している。

3) 上記(1), (2)で言及した箇所における fictum 説及び qualitas 説の提示に先立って支持しない主張を四つ挙げているが、その第一は「普遍は精神の抱く概念であり、その概念はものとしては理解作用 (intellectio) そのものである」(OT II. 267, 7-8)であった。これは一見〈qualitas II 理論〉=〈intellectio 理論〉と同じであるように思える⁽⁴⁾。そしてオッカムは続く第二～第四の主張については「この見解は正しいとは思われぬ」(OT II. 269.6, 270.2.271.9)と明言して、その理由を述べているのに比し、第一のこの見解についてはそうは言わず、「この見解に反対して、次のように論じ得る」(OT II. 268.7)と言って反対理由を挙げているのみである。ここに、第一の見解に対する反対姿勢が、第二～四に対するものより少し緩いのではないかと推測する余地があると言えるかもしれない。だが、オッカムの明言するところではすぐ後で第一～第三の

見解をまとめて「普遍はそれ自体数的に一つの個体的なもの (res) である」とする見解 (すなわち実在論 realismus : つまり, <res>-主義) と看做している (OT II, 270, 6-20) 論調からして, オッカムはこの第一見解としての <普遍 = 概念 = 理解作用> 説に反対であったと言える。オッカムにとっては, このいみにおける概念論 conceptualismus は実在論と同じ穴のムジナだったのである。では, オッカムが否定した <普遍 = 概念 = 理解作用> 説と目下の (そして同じ文脈で後から述べられるところの) <qualitas> 理論, とくにその II としての <intellectio> 理論とは区別できるのか。それとも既に述べたようなオッカムの考えの発展に伴って, fictum 理論を主として支持していた時期には否定していた見解を後には肯定するようになり, にもかかわらず, *Ordinatio* の文脈に, その変化に応じて U-2 を入れはしたが, 初期の第一見解に対する反対部分を削ることは怠ったということなのだろうか。私の見るところでは, オッカムが反対している <普遍 = 概念 = 理解作用> 説と, U-2 の <qualitas 理論> とははっきり区別できるのである。では, どこに相違があるのか。まさに <記号としての概念> という考えを前者は欠いているのに対し後者においてはそれが骨格をなしており, そこに違いがあると言わねばならぬ。

以上のような点から確認された, <記号> という考えがあるかどうかという違いは, 『命題論注解』においてはそれほど明白ではない。しかし, それは当然なのであって, この注解の議論の筋は, まず概念の記号としての位置を音声記号であることとの比較において明確にした上で (§2: OP II, 347), さてその記号たる概念とは何かと問い, これに対して fictum 理論, *qualitas* I, II 理論が成立し得るものとして提示されるというものだったからである。

4) だが, そういう枠を前提した上ですら, 注意深く読むならば, *qualitas* I, II については, 「音声は規約に由来して諸事物を代表するうちに, この質は本性からして外なる事物を代表する」というように, 規約による記号たる音声との比較による, 記号としての概念のあり方が説

明される (§4. 349. 8, §6. 352. 14-32, §9. 364. 10-14, §9. 369. 159-162, 166-169)。これに対し, *fictum* 理論に関してはかかる音声記号との比較による説明がないことを認めることができよう。確かに, 音声における言語と心における虚像との対比がなされている箇所があるにはあるが (§7. 359), これは決して, 虚像の記号たる性格を, 音声と比較して語る議論とはなっていない。

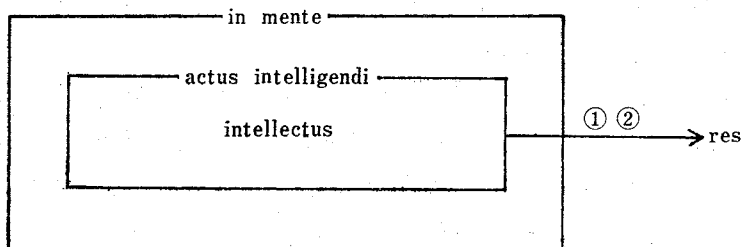
以上(1)~(4)の理由によって, オッカムが初めに支持していた *fictum* 理論から *qualitas* 理論に傾いたのは, <記号> 関係についての洞察に起因することだと私は推察する。

実際, 図3における X に位置する何か[・]_・の記号であるとするならば, それは理解の働きの対象となるものであるとはいえ, ただ思惟の対象としての限りである[・]_・と言えぬ虚像, という以上の, それなりの[・]_・ものとしての在り方を要請されることになる。そこに <思惟対象である限りである存在> *esse obiectivum* から <基体としてある存在> *esse subiectivum* への移行の動機がある。だが, <記号> についての洞察は *qualitas* I 理論をも越えて, *intellectio* 理論である *qualitas* II 理論へと傾斜を深めざるを得なくなるだろう。

(iii) *intellectio* 理論ないし *qualitas* II 理論

qualitas II 理論は先の二理論における図式を止揚する。つまり X という位置そのものが不要の所, 余計なものとされるのである。新たな図式, 枠組は次のようになる。

<図4>



ここでは先の図3における①、②は一つとなつて、記号関係を表すことになる。理解の働きの対象は私内部の何らかの表象といったものではなく、ものそのものである。理解の働きそのものがものの記号であり、また（そう言いたければ）表象ということにおいて起っている働きである。かかる主張を我々は如何に記述し得るのか。

目撃しているにせよ、想像しているにせよ、「私の万年筆」と考えている際のことを例にとろう。本理論の要点は、このときの事態を私の外に万年筆があり、それに対応する何かが私の内なる状態（概念）としてあり、私の理解の働きはこの概念を媒介して外なる万年筆に関わる、と記述することを否定する点にある。確かに「万年筆！」と考えているときに、考える私の側から、万年筆の概念と万年筆というものとを区別することについて記述することは困難を伴うにせよ、この区別を私は実際上しているのであって、それ故にこそ、「万年筆はここにはない」ということができる。だが今ここにあるのは、もう一つの区別、私の理解する働きと概念とが区別できるのかという問題である。

(1)私が万年筆の事を考えている際に、その事態を「私の内には〈万年筆〉の概念がある」と言う。そしてこのような言語表現につられて、我々は何か〈万年筆〉という概念が、私の理解する働きとは区別された何かとしてあると思う傾向がある。それは丁度、〈理解する〉*intelligere* という働きがあるときに、そのことを私の内で〈知性〉*intellectus* なる能力ないしそれに類したものが働いていると考え、また〈欲する〉*velle* という働きから〈意志〉*voluntas* をなにか心の内にあるものとして措定できると考えることに似ている。だが我々にとってははじめにある（立ち現われている）のは〈理解する〉〈欲する〉という働きにほかならないのであって、〈知性〉〈意志〉といったものは、この働きから遡って立てられたものに過ぎない。従つてこの限りでは〈知性〉〈意志〉というものが働く、というよりは、〈理解する〉〈欲する〉という事態を〈知性が働く〉〈意志が働く〉と表現しているのだという事にすぎないのである。

こういった事と同様の事態が〈概念〉をめぐるもありそうだ。

「この万年筆は……だ」とか「あの万年筆！」と私が考えているときに、そのことは

a 「私は万年筆のことを理解する」

と記述できる。そのとき a はまた

b 「私の内には万年筆の概念がある」

と記述され得もする。

そしてこの記述 b から、逆に〈概念〉といわれる何かが、理解する働きの対象としてあるような何かと看做されることになり、fictum — qualitas I 理論の図式が規定されはじめるのである。だが私が万年筆を理解するときのことを省みれば、私が私の内に見出すのは、〈万年筆を理解している〉ということ以外の何でもなく、何かイメージのようなものがあって、それに私の理解の働きが向かっているといったことはない。「イメージ」ということばが指しているのはむしろ私が何かについて考えているという働き以外の何物でもない。

(2) そもそも上記の記述 a-b は質といわれるものに常に伴っている二つの言表形式である。例えば、次のような場合がそれである。

a' ソクラテスは白い。

b' ソクラテスの内には白がある。

このような例に関してオッカムは、a は基体 (ソクラテス) について「どのようなものであるか」quale に答えるものであるとはいえ、〈白い (もの)〉albus は質 (qualitas) ではなく、基体たるソクラテスを指すことばだとし、b' における〈白〉albedoこそが質であるとしている (cf. I. 5. 12 31)。

さて先の a-b を一般化して言えば、

a. S は R を理解する

際には確かに、

b. S の内に R の概念がある

となるのであるが、この a-b の連関からは、R の概念が理解の対象であるということは出てこない。ここから帰結するのはむしろ、〈R の概

念〉は〈S が R を理解するときに、S において (S の内に) あるもの〉であるということである。a'-b' の連関において〈白〉が基体においてあるものとして質であったように、〈R の概念〉も、S の内に (において) あるもの、としてたしかに質なのである。だが〈S が R を理解するときに、S においてあるもの〉は、〈R を理解する働き〉に他ならないではないか。このようにして、〈概念〉は〈理解の働き〉であることが、〈如何にあるか〉 quale と〈質〉 qualitas との連関を吟味することによっても帰結する。

(3) 本章のはじめに触れた、SL におけるオッカムの qualitas II 理論への傾斜を示す、剃刃の使い方は、以上のような考察を我々にうながしていると私は考える。つまり、fictum 理論 - qualitas I 理論において、概念ということばがあることから、概念というものが、理解の働きと区別され、かつその対象として、ものと理解者との間を媒介するかのよう¹⁾に看做されていたのである。この媒介する第三項としてのあり方を不必要なものとして切り捨てる剃刃は、まさしく、我々がことばを携えてものに向かい、これを理解するということ、すなわち、〈私の内なる理解の働き〉——〈私の外なるもの〉という図式を提出している。しかし実は我々はこの図式を見るように、この二項を見比べ得るわけではない。また、概念は理解の働きとは区別された、その対象という位置を占めているわけではないが故に、その概念自体を観察し、それが記号としての役割を離れて何であるかとはいえない事になる。ここで、qualitas II 理論こそが前章において提出した〈記号 II〉という概念のあり方と最もよく合致することが明らかとなる。

概念とものという二項を比べ得ないことも〈記号 II〉の性格なのであり、我々はあくまでも、記号たる概念においてもものと接する他ないのである。そして概念は本性的に記号である以上、つねにそれは何かの概念であり、そのような仕方²⁾で概念はものをつねに表示する。それはまさしく、〈我々がものを理解する〉という事以上の何ものでも、それ以下の何ものでもない。

注

- (1) Philotheus Boehner: *The Realistic Conceptualism of William Ockham*. in: *Traditio* 4 (1946) 307-335. これは P. Boehner ; *Collected Articles on Ockham* の p. 156-174 に再録されている。この論文において彼は、*Ordinatio* d. 2. q. 8 について、U-1 の部分までを Ia Redactio, U-2 の部分を IIa Redactio としている。ただし、彼はここで「オッカムはただ二つの理論を認めている」といって U-1 にあたるものを *fictum-theory*, U-2 にあたるものをまとめて U-2-1 である *intellectio-theory* とし、U-2-2 については無視しているように思われる。なお諸写本の関係については同著、*The Text Tradition of Ockham's Ordinatio (Collected Works on Ockham)* に収録) 参照。
- (2) Boehner は前掲論文 (*The Realistic Conceptualism of William Ockham*) においてこれを '*habitus-theory*' とし、また、これと *intellectio-theory* とを合せ論じているもの (後述の P-b) については *qualitas-theory (not specified)* とする。しかしこれはおかしいのであり、もしそうなら、先の U-2 (注 1 に IIa Reductio とあるもの) も *qualitas-theory (not specified)* とすべきだし、それと *habitus-theory* なるものとの連関を明らかにすべきである。本稿のような分類にすべきだと私は考える。
- (3) 前掲拙論『ものの認識から語の知へ』参照。
- (4) 実際、Bohner は前掲 *The Realistic Conceptualism of William Ockham* において、これを *intellectio-theory* と呼び、これに対して IIa Redactio (U-2) の理論を *reinforcement of intellectio-theory* とする。しかし私は、本文で論じるようにこの二つははっきり区別しなければならないと考える。つまり、後にオッカムが主張するようになったものを *intellectio* 理論と呼ぶならば、ここにあるのは *intellectio* 理論とは異質のものである。

V 普 遍

名辞の表示作用について考察するという本稿の考察の最後に、オッカムの〈普遍〉*univale* 理解に触れておく必要がある。そもそも中世の普遍論争というものは、ことばの表示作用をめぐる問題であったのであり、オッカムにおいても、既に以上の考察において触れたことがあるように、普遍をどう把握するかは、記号としての概念という考えと表裏一体のことだったからである。ただし本稿においては、オッカムが普遍の問題について正面から向かっているテキストを分析するというよりも、

表示作用という観点からみて接近できる範囲においてこれを扱うに止めたい。

1. 〈intentio prima〉と〈intentio secunda〉

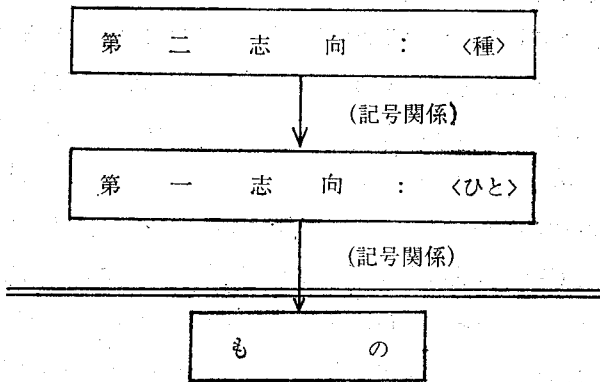
SL において〈普遍〉が主題となるのは第 I 巻第14章以下である。すなわち、名辞の一般的な分類を行った上で、次に主要な個々の名辞について論じる部分の最初にこれを取り上げられる。またこれは、〈第二志向〉intentio secunda に属する名辞を扱う部分のはじめであった（本稿第I章I参照）。すなわち、〈普遍〉という名辞及びポルフェリオスの『エイサゴーゲー』が挙げる五つの普遍たる〈類〉〈種〉〈種差〉〈固有性〉〈付帯性〉という名辞は、第二志向の名辞だとされ、実はこの言明でオッカムの普遍理解はいいつくされ得ている。だが、もう少しこれを説明していえば、SL 第 I 巻第14-18章の主張の要点は、普遍は「魂の外にあるもの（res extra animam）ないし実体」ではなく（I. 15. 5）、「複数の外なるものを表示する魂の志向」または「複数のものについて述定され得る記号である魂の志向」に他ならないという所にある。ただし、かかる魂の志向は、複数のものを表示するというその機能から言って「普遍的と言われる」のであり、魂の志向それ自身は決して普遍的なものではなく、それぞれ数的に一つの個別的なものなのである（I. 14. 26, 50）。ここで注意しなければならないのは、今、「普遍は魂の志向である」と言われた際の〈普遍〉は、「人間」「動物」といった、いわゆる普遍（ないし普通）名詞に相当する名辞（普遍的名辞）のことを指しており、かつ、〈人間〉等々は〈第一志向〉intentio prima の名辞であるという点である。これに対し先に「普遍は第二志向の名辞だ」と言ったのは、〈普遍〉という名辞についての言明である。このようにして、〈第一志向〉-〈第二志向〉を理解することがオッカムの普遍理解の前提になっていることが明らかとなる⁽¹⁾。

記号としての志向（つまり概念）の内、〈第一志向〉intentio prima

は「それ自身記号ではないようなものの記号である。その際この記号がそのものと共にかかる記号をも表示するか否かは問わない (I. 12. 44)。」例えば、〈人間〉という概念は全ての人間（これはものであって概念としての記号ではない）の記号である。また〈存在者〉ens は個々のものの記号であるが、また、それ自身記号ともなっている (I. 11. 70, 76, I. 38.5)。

これに対し〈第二志向〉は「このような第一志向の記号であって、〈類〉〈種〉等々の志向がこれである (I. 12. 59)」(図 5 参照)。

<図 5>



例えば、〈人〉という名辞ないし志向は多くのものについて「これは人である」「あれも人である」と述べられ、つまり多くのものの記号である。これに対してこの〈人〉という志向・概念自体を表示する記号として〈種〉や〈普遍〉という名辞ないし志向が位置づけられているのであり、「人は種である」「人は普遍である」は、〈人〉という志向について「種である」「普遍である」と述べるものだとされるのである (I. 12. 61-67)。このようにして、〈普遍〉及び五つの普遍 (〈類〉, 〈種〉等) は第二志向、すなわち、いわば記号の記号、概念の概念ということになる。

誤解を避けるために付言すれば、上述のように

「人は普遍である」は〈人〉という概念 (志向) 自体について「種 (普遍) である」と述べるものであるのに対し、

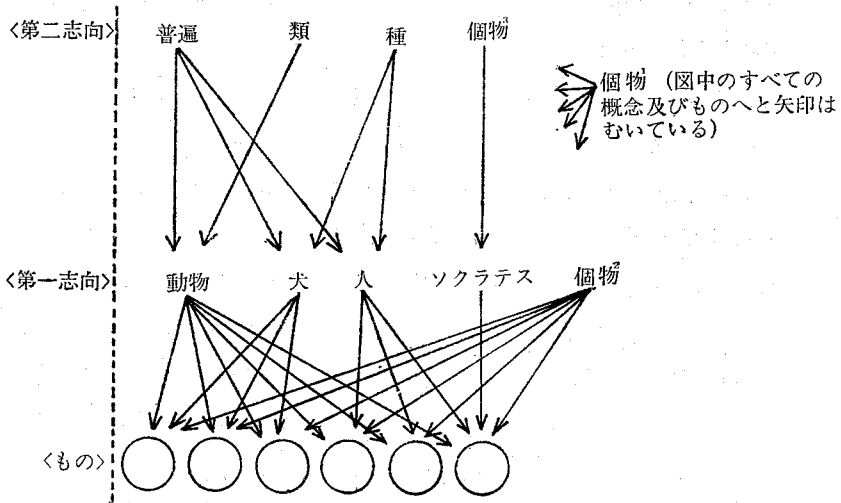
「人は動物である」は〈人〉という概念が表示している個体に関して「動物である」と述べるもの、⁽²⁾ つまりその個体は〈動物〉という概念の表示対象でもあると言うものであり、また

「種は普遍である」は、〈種〉という概念が表示している対象（つまり〈人〉〈犬〉等々の概念）について「普遍である」と述べるものである。これらは、代表作用 (suppositio) や述定作用 (praedicatio) についての理論に関わる点であるのでより詳細な検討は後にまわすことにする。

なお〈普遍〉に比して、〈個物 体〉 individuum という名辞には多義性があり、一概に語ることはできないけれども (I. 19. 12-24)、オッカムが挙げる第三の意味、すなわち「一つのものに固有の記号が〈個物〉といわれる (I. 19. 17)」に従えば、「ソクラテスは個物 (個体) である」は、「ソクラテスというものは個体である」ではなく、「〈ソクラテス〉という記号 (概念) は (普遍ではなく) 個物——つまり一つのものに固有の記号——である」と言っていることになる。この場合〈個物〉は第二志向の名辞だと解せよう。またオッカムの第二の意味「一つの物であって、また何かの記号ではないような、魂の外なるもの」が〈個体〉の表示しているものだとなれば、これは第一志向に属することになり、さらに広く、第一の意味のように「数的に一つであって複数でないもの」をみな〈個体〉とすれば、普遍は皆それ自体は一つ概念なのだから、個体だということになる (この場合は先に提示した定義からいって第一志向ということであろう)。(以上の関係については図6参照)

いずれにしても、記号の表示作用という視点を貫いて、オッカムは個と普遍についても一つの線を出しているということである。

<図 6>



- ★簡単のため、人間が3人と犬が3匹からなる世界を想定している。
- ★矢印は記号関係を表わす。
- ★個物¹, 個物²などは、本文中で、説明したオソカムが与えた第一の意味, 第二の意味における個物をそれぞれ指す。
- ★図中の第一志向・第二志向ということばもそれぞれ記号関係を問うならば、矢印が、それぞれの右手に位置する全ての概念に向かって出るのであり、<第一志向>という概念自体は第二志向の名辞となるが、本図中では、これらは図の説明のために使われており、説明される記号関係の側に置かれていない。

2. 普遍の問題

ではオッカムは普遍論争において、どのように位置付けられるのか。

普遍問題というのは、そもそも、「ソクラテス、ポチなどの個物に対して、種や類、つまり人間、犬、動物などという普遍は如何なるあり方をしているのか」との問いであった。それはしかし、論理学 (logica) ないし弁証学 (dialectica) において問われた問いであり、従って問い

はむしろ、

『ソクラテス』・『ポチ』という固有名詞は個体の記号である。では、『人間』・『動物』等の普通名詞 (nomen appellativum) ないし普遍名辞 (sermo univevsalis, terminus universalis) は何の記号であるか」という問いとして問われることになる。

(i) 諸理論

これに対し、「固有名詞は〈個体であるもの〉 res particulares を表示し、普通名詞は〈普遍的なもの〉 res universales を表示する」

と、例えばヒスパヌスのように答えるならば、それは一般に普遍が個体とは区別されるもの—普遍的なもの—としてあることを主張する立場であって、要するに〈普遍〉の普遍性をくもの res の側に帰する立場、また〈普遍はものとしてある〉とする立場として、〈realismus〉——いわばくもの res—主義(「実在論」と訳しておく)——といわれる。

他方「普遍名詞が表示するのは複数の個体 (res) であって、普遍的なものがあるわけではない」と主張するならば、それは普遍の普遍性を当の普通名詞 (nomen) すなわち記号の側に帰する立場であって、要するに普遍を名称 (nomen) としてのみ認めるものとして、〈nominails-mus〉——いわば〈名称〉nomen—主義(「唯名論」と訳す)——と呼ばれる。

通説においてこれらに対し第三の立場として提示される〈概念論〉 conceptualismus とは、「普遍は概念である」とする立場であって、魂における諸概念の内には確かにソクラテスの似姿としてのそれもあるけれども、また、多くの人間に共通なある形象・似姿としての概念もあり、それこそが普遍だと主張するものだと考えられる⁽³⁾。

(ii) 問 題

ここで表示ということをめぐる一つの困難を提出し、考察を進めよう。それは、「バラはない」「人間は存在しない」といった文をどう理解

し得るかという困難である。本稿第 II 章においても触れられたように、12～13世紀においては、ことばは〈意味ある音声〉として把握される傾向があった。つまり普遍問題は「名称 (nomen)——すなわち音声 (vox) の一種としての名称——が何かの記号である」という枠組みにおいて、「何の記号か？」と問われていたのである。

それに対する唯名論の答え、「それは個物の名称(nomen)である」は、この記号関係を、名称関係として理解する。つまり「名称が個物に対して名前である」ということの言い替えとしての「名称が個物を名付ける (nominare)」という〈付名作用〉nominatioこそが表示作用だ、とする。しかし、この意味で普遍は普通名詞であって個物の名前に過ぎないのならば、アベラールが指摘したように、

「バラはない」rosa non est

という言明は理解不可能になってしまうはずである。バラがないのであれば、「バラ」は何の名前でもなく、つまり、何の記号でもない。だが「バラ」が何を也表示しないのであれば、「バラはない」は無意味なものになってしまう。だが我々は「バラはない」という文を理解している。そうである以上、「バラ」ということばの記号関係は単に付名作用の関係としてのみ考えるのでは不十分だということになる⁽⁴⁾。

「バラはない」という例はこのように、素朴な唯名論者の欠点を露わにするが、またこの例は实在論者に対して、その主張をはっきりさせるように迫るものでもある。すなわち「バラはない」が、単にこの部屋になかったり、日本になかったりするものの言明ではなく、およそ世界内に不在であることを語るものである場合——バラでは例がわるいと言うならば、例を変えて

「ユニコーンは存在しない」

という場合、この何処にもない「バラ」「ユニコーン」は何であるのか。確かに我々はこのような言明から、バラ個体、ユニコーン個体が一つも存在しないことを理解する。实在論者もまた、普通名詞はそれとしては個体の記号ではなく、普遍的なものの記号であり、それを表示する

(significare) にしても、文中においては個体を指す (appellare) 働きをする⁽⁵⁾、と説明して、目下の例が、バラ個体、ユニコーン個体の存在しない事を述べるものだ(或いは少なくとも個体の非存在の主張を含んでいる) 言うかもしれない。だがもしこう言うだけならば、個体を指すという働き (appellatio) はこのとき成立しないのだから、先の唯名論における付名作用だけによる説明の不備と同様の事情が生じてしまう。ただ、實在論の場合は、普遍を表示する作用をも名辭に認めているために、その点は切り抜けられると思われる。では、普遍的なバラ、普遍的なユニコーンについてはどうか。個体一つもない以上、これらも「ない」というのか。それとも、かかる普遍的なものは、それに対応する個体が存在しなくてもある意味で「ある」のか⁽⁶⁾。これに対する答えが、おそらくは通説における ante rem, と in re との差なのである。そして、普遍的なものについても「ない」と言う際には、「ユニコーンはない」が有意味であるためには「ユニコーン」の記号関係について、例えば fictum 理論の考えを入れて、「このときユニコーンはものにおいて (in re) はなく、ただ理解の内に (in intellectu) ある」⁽⁷⁾ などということになろう。

これは、もう概念論的な途を辿っている。すなわち、概念論は「バラはない」にうまく答え得るのであって、実在するバラはなくても、〈バラ〉の概念(この場合の概念は、虚像のような理解で事足りる)さえあれば、「バラはない」との言明は有意味となる、と一応説明できる。また、このとき普遍的なバラの有無を問う必要もない。ただ、〈概念〉はこのように、〈もの〉と〈記号〉との間にいわばクッションとして入れられたものであり、どちらかの側に常に傾く宿命を帯びている。すでに實在論の答え方としてあり得る一つの例「知性の内に」 in intellectu というのは、見方をかえれば、概念論的なものを先どりしている。他方、例えば「バラはない」という例の出所であるアベラールは、実在するものは個体のみであるという唯名論的主張を堅持しながらも、これを補完修正するものとして、概念論的傾向をしめしたのである⁽⁸⁾。そして、オッカムが

接した概念論は既に触れたように（第IV章2. ii. 3）、實在論の一変容と看做されていた。

(iii) 問題へのオッカムの解答

オッカムの〈普遍〉理解はまさしく以上のような問題の中で問われるものである。オッカムがこれらの立場のいずれに与するものであるかは後まわしにして、その表示作用に関する見解から、今の〈ユニコーン〉〈バラ〉について如何なる答えが出され得るかを検討しておこう。

オッカムにとって、普遍であるのは、記号である概念であった。また、「我々が何かあるもののことを理解している」時、それを「その何かの概念が我々の内にある」と言うのであった。

(1) ここから、まず、何らかの仕方で限定された場所・時点において何かがないことが言われるとき、すなわち

「(この部屋に) バラはない」

「(現在) マンモスはいない」

などと言うとき、我々は〈バラ〉〈マンモス〉を理解しており、かつそれらの概念は、別の場所・別の時点に存在する全てのバラ、全てのマンモスと記号関係を持っている。何かそういう記号関係があるからこそ、概念は概念なのであり、理解の働きがあるといえるのである。

(2) ではユニコーンの例はどうだろうか。即ち、〈どこにも〉〈どの時にも〉存在したことの無いものの概念は何なのか。その場合には概念とものとの間に記号関係が成立しようがないではないか。何としても〈もの〉がどこにもないのだから。これに対して私は次のように答える。確かに本稿第 III・IV 章で考察した際に検討した例は現実には存在するものと概念との記号関係であった。しかしそれは現実には存在しないものの、ただ存在可能であるに過ぎないものに拡張し得る。何故なら、オッカム的には、〈記号 II〉としての概念とものとの関係は、これを横からながめて、あれとこれとが記号関係にあるとは言えず、そういう仕方に関係が確認できるものではなかったからである。この意味で、我々には

ものは与えられず、ただその記号である概念のみが与えられている。そうであるならば、記号としての概念が成立するためには、その記号の表示対象の存在は不可欠の前提というわけではない、とも言えることになるのではないか。実際に我々が〈ユニコーン〉を理解する過程は、〈ユニコーン〉についての様々な記述を得ることによるものである。それを通して我々はそれが額に一本の角を持った、馬に似た動物であることを知るに至る。〈角〉とか〈馬〉という概念を我々が既に持っていること、そしてそれらの概念はたしかに現実のものと記号関係がある（と考えられる）ことの上に、〈ユニコーン〉の理解は成立つ。だがそうして成立した記号である〈ユニコーン〉には必ずしもその表示対象の存在が要請されはしないということだ。

(3) 〈ユニコーン〉も非現実のものではあったが、これが存在するという事態を考えることは可能であった。だがさらに、それが存在するということは不可能であるようなもの——例えばオッカム等においては〈キマイラ〉がこういったものである——に関しては、その記号関係はより微妙である。キマイラが存在不可能だというのは、ユニコーンが〈一本の角を持つ馬に似た動物〉として理解されるのに比して、これは例えば〈人間であり、かつ人間でないもの〉というように、矛盾を含む記述によって説明されるものだからである。だが〈人間であり、かつ人間でないもの〉ということを我々は一つの全体として理解できるといえるのだろうか。ある意味で理解できるのであり、その限りで、〈キマイラ〉という概念は記号として成立する。だが矛盾を含む以上、ある意味では理解できないのであり、その意味では〈キマイラ〉は記号として成立し得ていないとも言える面がある。そこに〈キマイラ〉が記号だとしても、その表示対象が存在不可能だということとの関わりがある。いや、「ユニコーンは存在可能で、キマイラは不可能だ」というとき、この可能と不可能とを分けるポイントが、記号としての表示作用の相違に他ならないといえるのだろう⁽⁹⁾。だがこの問題は、さらに、代表の理論、述定の理論との関わりにおいて考究しなければ、明確にならないので、後に再論

することにしたい。

3. オッカムの唯名論

では、オッカムは普遍に関して如何なる立場に立つと言えるのか。通説はオッカムを唯名論者の代表者の一人に数え、他方ある有力な研究者はオッカムを概念論者とする⁽¹⁰⁾。しかしオッカムの言明はこのいずれをも斥けているようにも思われる。概念論を实在論の一変容と看做して斥けるテキストにはすでに触れた。唯名論に対する言及は概念論を批判する上述のテキストのすぐ後に置かれる。すなわち、*Ordinato* I. dist. 2. q. 8において、普遍に関する四つの見解の内、第一が概念論に相当するものであったのに対し、第四が古典的な唯名論に該当するものである。それは次のように定式化される。

「何ものもその本性からして普遍なのではなく、ただ設定すること (*institutio*) によって、例えば、或る音声が普遍であるようなあり方において、普遍なのである。(OT II. 271. 2)」

このような定式化においては、普遍が音声であるかどうかというよりも、それが「本性からして」(*ex natura sua*) 普遍なのか、「設定することによって」(*ex institutione*) なのかということのほうが本質的なこととされる。このように唯名論の要を把握するならば、その主張は単に或る種として把握される複数の個体に「ヒト」という音をあてるか、それとも「トヒ」という音を採用するかに関する規約によって「ヒト」がその種の記号となるということにとどまらない。そうではなくて、更にその当の種・類の把握がそもそも「設定によって」と言われていることになる。すなわち「これとこれの記号としてこの音を採用する」という設定に際して、設定されていることは、「どの音を採用するか」ということに加えて「どれとどれを一まとまりのものとするか」ということでもある。もし設定を前者に限定するならば、「どれとどれが一まとまりか」に関して〈本性からして〉*ex natura sua* と言える普遍性が生じるだろうからだ。オッカムが上記の定式化に続いて記す、短い批判はま

さにこのことをついていると思われる。

従ってもし、唯名論を次のように定義するならば、オッカムは唯名論者ではない。

N 1 唯名論は、存在するものは個体のみであり、複数の個体の記号である音声としての名前こそが普遍であるとする。

これはまた、オッカムにならって、次のようにより一般的に言い直されよう。

N 2 唯名論は、何ものも本性からして普遍ではなく、ただ規約によって普遍となるとする。

オッカムが N1, N2 いずれにも反する主張をしている事を我々は既に見出している。すなわちオッカムによれば、

O1 たしかにただ個体のみが実在するのであるが、或る音声としての名前が第一義的に普遍なのではなく、或る概念こそが第一義的に普遍である。

O2 普遍である概念は、規約によってではなく、その本性からして複数のものの記号、つまり普遍である。

しかしながら、我々は唯名論に関する N1, N2 のような定義が果して適当であるかということを検討してみなければならない。それには普遍問題という大枠の中で基本的に問われていることを把握した上で唯名論の位置を決める必要がある。

たしかに哲学史の通説が示すように、唯名論はその11世紀的表現においては N1 が示すように、〈音声・名称〉に普遍性を帰するものであったろう。しかしながら、唯名論対実在論すなわち〈名前かものか〉という問題の枠組みにおける選択肢は、実は〈記号かものか〉という選択肢であった、と言うべきではないだろうか。すなわち、我々は既に論理学に関して、ことばを〈意味ある音声〉としての〈名称〉nomen 等と把握して始まるそれと決別し、〈記号である概念〉と把握して始める論理学をこそオッカムが目指したことを見たのである。それに従って N2 に関わる「規約によって」から「自然的に」への移行も生じたのである。し

かしながら〈ことばが記号である〉という点が変更されたのではない。つまり、ことばともの、ないし記号とものという枠組こそが、論理的観点に立てば、普遍論争において一貫しているものなのである。

このようなわけで私は、唯名論（いいなければ「広義の」と説明を付け足してもよい）を次のように定式化すべきだと考える、

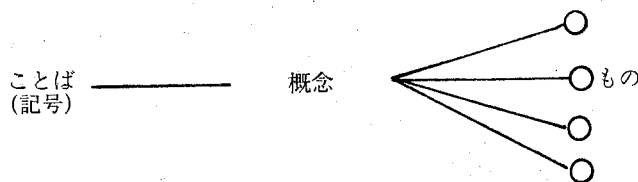
N3 唯名論は、普遍をものの側にではなく、ことばないし記号の側にのみ帰する（すなわちこの立場は「ものではなく、ただ記号が普遍である」とする）⁽¹¹⁾。

このようにしてみれば、オッカムは正当に唯名論者であった。ここでN3は唯名論（nomen－主義）というより、いってみれば唯記号論（signum－主義）ではないか、と言われるなら、それはいかなる名前を付けるかに関する規約の問題だ、と答えたい。私がしているのは、様々な主張をどのようにまとめ、分類するかに関する主張なのであって、「ものか記号か」という基準で分けられる一方を何と名付けるかは、それこそ取り決めの問題であるが、伝統的となっている唯名論という名をこれに無理なく適用できるということは同意され得ると思う⁽¹²⁾。

オッカムを唯名論者だとする主張に対しては、オッカムが既述の所で或る種の概念論を批判しているとはいえ、それとは別の意味においてはっきりと「概念が普遍である」と言っている以上、これを概念論者と看做すべきだという意見もあろう⁽¹³⁾。確かに、

C1 概念論は、普遍を概念に帰する

と定義するならば、オッカムはまさにこれに該当するだろう。だがこのような定義は、普遍の問題においてその位置を明らかにしていない。私の見る所では、既に触れたように、概念論はことばとものの狭間において、ことばとものの媒介項として把握された概念に普遍の普遍性を位置づけるものであった。そこには次のような図式があったのである。



すなわち、この場合、概念は記号ではない。そしてこの図式で考える際には、概念は何か心に浮かぶ像のようなものとして考えられる傾向がある。更には、普遍的な概念の出自を問うことにより、その普遍性が何らかの[・]_・ものに由来しているとする側に引き寄せられ、あるいは確固とした存在性をもたないもの（これはオッカムが成立可能とした *fictum* 理論に該当するかもしれない）と看做されることもあろう。いずれにせよ、概念論にその独自の場があるとすれば、それはむしろ

C2 概念論は、概念をことばの表示対象の側に置いた上で、普遍を概念に帰する、（つまり「記号ではなく、概念が普遍だ」とする）と定義するのが有効であろう。C2 に従えばオッカムは概念論者ではない。

オッカムを唯名論者とするか、概念論者とするか、ということは、それほど重要なことではない。私がここで言いたかったのは、[・]_・〈ことばともの記号関係〉ということの洞察が普遍論争にとっても基礎的だ、ということであり、オッカムの〈表示作用〉*significatio* の理論は、普遍理解に対しても有効に適用される、ということである。かの理論の要点は〈記号 II〉という呼び名で我々が了解した記号把握および、概念を記号と考えることにあったのである。

注

- (1) 以下では、*intentio prima* と *intentio secunda* がとりあげられる。本稿では概念次元の問題を中心に論じたため、これらと並んで重要である *impositio prima* と *impositio secunda* についてはほとんど検討されていない（第 I 章注(5)参照）。オッカム論理学は、確かに本稿が示すように、概念を基礎にするものにはあるが、第 I 章第 3 節が示すように、音声次元の問題を表示作用の理論から全

- く切り捨ててしまうわけにはいかない面もある。この点で, *impositio prima* 及び *secuuda* について論じる必要があるが, それについては後にまわしたい。
- (2) 「ものについて述べる (*praedica re dere*)」という言い方はオッカムのには問題があるため, ここでは「ものに関して述べる」と曖昧な言い方にとどめた。詳しくは後に論じたい。
 - (3) オッカムが *Ordinatio* I. d. 2. q. 8 でとりあげた, 普遍に関する第一の見解 (本稿第Ⅳ章第2節(ii)参照) は, この個別のかより共通かの違いを <confusa> という用語で表わしている。一般に <distincta>—<confusa> という, 概念に付せられる形容は, こういう文脈におけるものと思われる。
 - (4) 以上の議論については Petrus Abaelardus, *Logica 'Ingredientibus'* (Bernhard Geyer 編, *Peter Abaelards Philosophische Schriften* I) s. 7~s.30 を参考にした。アベラールについては別の機会に改めて論じたい。
 - (5) *significare* と *appellare* の違いについては, 例えばヒスパヌスにおいては, *Peter of Spain. op. cit.* p. 197. における *appellatio* の定義を本稿中でとりあげた *significatio* (第Ⅱ章第2節(i)) と比べればよい。なお, Anselmus; *De Grammatico* XII~XV (Schmitt 編 *S. Anselmi Opera Omnia*. Tomus I. s. 156-s. 161) 参照。
 - (6) この場合のことを「<ある>以上の積極的意味において <ない>」とする言い方も含めて考えている。
 - (7) アンセルムス『プロスロギン』における神の存在論的証明 (Schmitt 編 *op. cit.* I. s. 101) 参照。アンセルムスの論理学については機会を改めて論じる予定である。
 - (8) Abaelard, *op. cit.* s. 29. z. 39-s. 30. z. 5. 参照。
 - (9) 以上の議論に関しては, 拙論『実在の偶然性——何故オッカムは非實在個体の直覚知を主張したか——』(中世哲学会編『中世思想研究』XXIII. 1981 所収)を参照。同拙稿においては *suppositio personalis* が成立するかどうかという点で実在可能なものと不可能なものとの間に線が引かれると述べた。それはこの *significatio* が成立するかどうかの違いに他ならない。
 - (10) Boehner, *op. cit.* 参照。
 - (11) 例えば Martin Tweedale, *Abailard on Universals* も, このように唯名論を理解している, といえる。
 - (12) あるいはオッカム達に対する, 当時の *terministae* という呼び名は, より適当かもしれない。単に *terminus* の性質を論じる者という意味以上の事をこの呼び名は含んでいるように思われる。本稿が主張した事柄の内容からいっても, *nominalismus* より *terminismus* のほうがよいことは確かだ。しかしこれも名称に関する規約の問題に過ぎない。
 - (13) 実際 Boehner のように *realistic conceptualism* とする意見もある。

付記 本稿は1981年度文部省科学研究費による研究成果の一部である。